

第七十二回
国会

参議院大蔵委員会會議録第二十号

昭和四十九年五月三十一日(金曜日)
午後二時二十六分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

補欠選任

高田 浩運君	高橋雄之助君
玉置 猛夫君	米田 正文君
中西 一郎君	稲嶺 一郎君
船田 讓君	黒住 忠行君
山崎 五郎君	中村 登美君
西田 信一君	木村 睦男君
竹田 四郎君	辻 一彦君
渡辺 武君	加藤 進君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

土屋 義彦君	河本嘉久蔵君	青木 一男君	高橋雄之助君
藤田 正明君	成瀬 幡治君	稲嶺 一郎君	中村 登美君
多田 省吾君	栗林 卓司君	木村 睦男君	松垣徳太郎君
		黒住 忠行君	
		柴田 栄君	
		嶋崎 均君	

国務大臣

政府委員

大蔵 大臣	米田 正文君
科学技術庁原子力局長	西ヶ久保重光君
科学技術庁原子力局長	小谷 守君
大蔵政務次官	辻 一彦君
大蔵大臣官房審議官	戸田 菊雄君
大蔵大臣官房審議官	加藤 進君
大蔵大臣官房審議官	野末 和彦君
大蔵大臣官房審議官	福田 勉夫君
大蔵大臣官房審議官	伊原 義徳君
大蔵大臣官房審議官	柳田 桃太郎君
大蔵大臣官房審議官	大倉 眞隆君
大蔵大臣官房審議官	岩瀬 義郎君
大蔵省主計局次長	辻 敬一君
大蔵省主計局次長	高木 文雄君
大蔵省主計局次長	岸田 文武君
大蔵省主計局次長	杉本 金馬君
大蔵省主計局次長	石田 齋君
大蔵省主計局次長	太田 耕二君
大蔵省主計局次長	小野 雅文君

事務局側

環境庁大気保全
局大気規制課長
環境庁水質保全
局水質規制課長
資源エネルギー
庁公益事業部開
発課長

本日の会議に付した案件
○電源開発促進税法案(内閣提出、衆議院送付)

○電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、高田浩運君、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君、加藤進君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案。
以上両案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○戸田菊雄君 まず最初に、通産省から聞いてまいりたいと思いますが、資料いただいたわけですが、これも、この資料の中で「電力需給の実績と見直し」「昭和四十八年度電源開発基本計画」、これに基本計画の中で若干お伺いしたいと思うんですけれども、この資料の中で「八月ピーク負荷時電力需給バランス(九電力会社)」、この中に沖繩です、資料として入っておらないんですが、これはどういう理由から入っておらないんですか、これはどういふ理由から入っておらないんですか、沖繩は入っていない。この点はどういうことでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 私ども利用しております電力の需給バランスの資料といましては、通常私ども九電力ベースと呼んでおりますものと、これと別に電気事業用ベースと呼んでおります二種類ございます。前者はことばのとおり九電力の需給を設計したものでございますが、電気事業用ベースと申しますときには、九電力のほかに

沖繩電力でありますとか、卸売り電気事業者、これらを含んで計算をするわけでございます。最近時点におきまして九電力ベースに関する資料がとりまとめられましたので、それをお手元にお届けをいたしました。が、実は電気事業用ベース、卸供給あるいは沖繩を含んだ電気事業用ベースは、正式には電源開発調整審議会において決定を見るということになっております。六月中に決定を見るという段取りになっておるわけでございます。したがって、最近の資料という意味で、とりあえず九電力ベースの資料を差し上げたわけでございます。別途事業用ベースの資料もあるということをお理解いただきたいと思います。

○戸田菊雄君 これはあとで質問しますけれども、いわゆる基本計画の現在建設中であるとか、あるいは当分沖繩に対しては新しい新ケースというものは構想してない、こういうことで入っていないということじゃないんですか。そうじゃないですか。いまのように、何といいますが、資料、統計、そういうことで入っておらないということですか。どっちがほんとうですか。前の、ちょっと説明員に聞いたところでは、いやそういうことは当然入れますよと、こういうことですが、それは見解ははっきりしてください。

○説明員(小野雅文君) 私どもが当委員会に出しました印刷物のうち、一〇ページに「その他電気事業者等」という資料がございますが、その中に沖繩電力は含んでございます。

それから同じ資料の十二ページでございますが、一二ページに、いま先生がちょっとおっしゃられたものだろうと思いますが、新たに発電地点がございましたときに、その地点を載せるような表がございます。で、この一二ページの表を見て

いただきますとわかりますが、「最大出力一萬キロワット以上」というふうに書いてございます。沖繩の場合には、去年の場合に新たに着工になりましたのが全部一萬キロワット以下であったわけでございます。したがって、個別地点名ごとの数字は入っていないわけでございますが、昨年度、四十八年度に全部で、十五カ所全部合わせまして一萬四千キロワットぐらいでございますが、そのうちの地点については新たに沖繩の場合でも着工しております。

○戸田菊雄君 それから、同じく八月ピーク時の負荷時電力の需給バランスの中で、これは基本計画ですけれども、第一次案、第二次案、第三次案、で資料として使用する場合には第三次案でよろしいですね、それが一つ。

それからもう一つは、総括すれば東地域、中地域、西地域との三つ段階になっておるんですが、この最終の「供給予備率」について、中地域が八・五％になるけれども、東地域と西地域の場合は一・五％、〇・二％、こういうことですから極端に落ち込んでいるわけですね。この落ち込んでいる理由と、それから東地域の多いというのは、おそらく私は東京が入っているからだろうと思うのですがね。北海道、東北の割合はどのくらいになっているのか、その辺の内容について具体的に説明をしていただきたい。

○説明員(小野雅文君) まず第一点でございますが、基本計画は、電源開発調整審議会のたびに新しく追加されていきますので、第三回目を御使用願うのが一番適当であろうと思います。

それから提出いたしました資料の二ページ目の、「八月ピーク負荷時電力需給バランス」というのが載っておりますが、これはただいま先生が御指摘なさいましたように、中地域がマイナスイ・五というところで、五十三年度におきまして電力需給バランスが一番悪化するような形になっております。中地域は、中部電力、北陸電力、関西電力の三社が入っておりますわけですが、この三社につきましては、電源立地の場所が比較的過疎

地域を含んでいないということもございまして、電源立地が一番難航している地域でございます。したがって、この地域の需給バランスが一番落ち込んでいるわけでございます。

それから東地域でございますが、東地域につきましては一・五％ということで、むしろこの東、西の三つにおきましては、一番需給バランスはよくなっているわけでございますが、このうち東電分だけでございますと、マイナスになるわけでございますが、北海道、特に東北が比較的バランスがよろしいためにこういうふうな形で一・五％、まあこれはわずかでございまして、五十三年度にまだ供給のほうにわずかにオーバーしているというふうな状況でございます。

○戸田菊雄君 それで、この基本計画と中央電力協議会の長期計画、この関連はどういうことになっておりますか。あなたのほうで出した長期基本計画と、七カ年ですねいわれる。これと、中央電力協議会、これが出した長期計画、この関連はどうなっていますか。

○説明員(小野雅文君) 基本計画といひますのは、現源開発調整審議会が政府の計画ということと発表するものでございまして、それから、長期計画といひますのは、これは九電力会社が主になりましてつくりました計画でございます。従来ですと、長期計画で出しました数字を電源開発調整審議会でもオーソライズするというような形で比較的大体一致するというのが従来でございましたが、今年度につきましては、むしろ経済成長率あるいはエネルギーの消費状況が今後どうなるのかということ、政府として独自に策定する必要があるんじゃないかというようなことで、長期計画の数字をそのままとらせずに、経済企画庁のほうで七カ年の基本計画をもう一度つくり直しているわけでございます。で、従来、ちょっと、九電力会社がつくりました長期計画をそのまま電源開発基本計画とするというふうに申し上げたわけですが、日本電力調査委員会というところがこの計

画をつくることになっておりまして、その委員会には、企画庁ですとか私も通産省も入りまして、むしろ官民一体というふうな形で計画をつくって、おりましたわけ、言うなれば、その委員会で、後に九電力会社の長期計画あるいは電源開発審議会の開発計画、両方に使えるような数字を官民一致してつくっていったということでございまして。

○戸田菊雄君 すると、加味されて基本計画になった。ですから、今後は基本計画が土台になって、その基本計画に基づいて中央電力協議会でも今後は実施計画を立てていく、こういうことにならぬですか。その辺の兼ね合いはどうなるんですか。どっちが基本になっているんですか。あくまでもこの基本計画、これでいくんですか。それはどういうことなんでしょうか。

○説明員(小野雅文君) 従来ですと、年度当初に、いま申し上げました日本電力調査委員会というところで計画をつくりまして、それを九電力も使えば、政府も使うというふうな形にしておいたわけですが、今回は、九電力会社の長期計画といひますのはもうすでに出ているわけでございます。それを今度は修正するような形で政府の基本計画、開発計画ができると思っております。むしろ今後はその政府の計画のほうに合わせて九電力会社のほうも開発を進めると、こういうことにならうかと思っております。

○戸田菊雄君 まあそういう見解ならいいんです。だいたい、長期計画、電力協議会をつくったものと、これ全部資料ありますけれども、これとこの基本計画といひものは、内容においては相当違っているものもあるんですね。ですから、われわれが審議をする場合に、それを基本にして理解していったらいいのかということをはっきりしておきませんと、今後いろいろと問題が起きてくる。いま言ったように、基本計画が土台になるんだと、そういうことであれば、それでいいんです。

それから、そういうことでいきますと、この「電源開発基本計画」、これは四十九年の二月ですから、ごく最近です、経済社会基本計画、これを土

台にして資料エネルギー政策の展開、こういうことで閣議決定をしたわけですね。で、内容としては、産業構造の知識集約化あるいは節約技術の開発促進と、省資源、省エネルギー化、この必要というものをこう強調されておるわけですから、そこでも問題になるのは、この経済社会基本計画の経済規模ですね、この見直しなんです、五十二年度までのね。従来のものでこれ見直しされておるわけですか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(岸田文武君) 昨年、電源開発調整審議会が決定を見ました基本方針におきましては、いまお話にございましたように、四十八年二月に決定を見ました経済社会基本計画の今後の経済成長率等を参考に組み立てられておったわけでございます。ただし、その後御承知のように石油危機等新しい要素が加わってまいりまして、今後の経済成長についても、あるいはエネルギー消費についても、新しい見方からもう一度見直しをするということが必要になっているかと思っております。その意味におきまして、おそらく今年度、四十九年度に策定されます電源開発長期計画におきましては、昨年考えておりました経済成長率よりも低い水準といひものを頭に置いて電力の長期需給計画を組まれる、こういうことにならうかと予測いたしております。

○戸田菊雄君 何％ですか。何％を土台にしていきますか。

○政府委員(岸田文武君) 電力調査会におきまして、とりあえず電力のサイドから見た今後の経済成長率としては七・六％を採用して組み立てておるわけでございます。経済企画庁におきましては、先ほど申し上げましたように、いま四十九年度の長期計画を作成いたしておりますが、いま申し上げました電力調査会の数字を参考としつつ、その他の要素もいろいろ勉強して最終的な政府の数字を固める、こういう作業にならうかと思っております。

○戸田菊雄君 これは大蔵大臣にお伺いしたいんですが、基本計画は七・六％でいきいたいというん

ういう意味合いでの青写真を持ってきてくれというのではなくて、別途資料にあるところの、今後原案の開発、建設地はことごとくこういうこととなる。この法案に立脚して周辺の環境整備その他こういう施設についてはこういうふうになりますよというのをほしいうことで言ったんですけれども、それとおおむね縁遠い、単なる電気事業者の年度末設備の現況、これのキロワット数量ですね、これを持ってきた。電力量のその数量を持ってきただけなんです。だから、そういう内容についてどういう一体青写真になっておるか、この五十七年まで基本計画を進めれば。ことに、あれでしょう、中央電力協議会の長期計画を見ても、この基本計画を見ても、いまのこの電力の開発、推移というものは、水力はもうやや限界、これは全部開発済み。ですから、いまの電源よりもふえていくというよりは私はないと思う。したがって、いま一番多いのは火力でしょう。これから原発にだんだん移行されていくという状況だろうと思うんですね。原発はすでに二五％台までできているんですね、資料によっても明らかにならう。しかし、これは原発に非常にウェイトをかけて電源開発というものはやられている。その建設の数量もこれは六カ所でしょう、これから十九カ所をやるわけでしょう。こういうことで全部計画があつて、できるだけこの流通体制の整備を含めて大型化していくと、こういうことになりましたから、原発開発の電力量というものも大型化していく、こういうことでどんどん進められていくのですね。それに伴って、きのう参考人の意見も聞きましたけれども、双相地域一帯についても、十何基建設をされるという状況ですから、周辺の環境は一変してしまふ。そういうことに基づいて環境整備をやっていくという、公共施設その他を建てて、その周辺整備をやるというんですから、そういうものを一つ一つ出してもらわないと、ここの地域は何年に何基建設をされて、どういう状況でやっていくと、こういうことがきわめて不鮮明なんです。その点を明らかにしてください。

ということですが、これは単に電力数量を説明したにとどまっているのですが、それは資料としてございませうか、そういうのが、どうなんですか。○政府委員(岸田文武君) お尋ねの点が、長期の電源構成はどうなるかという趣旨であると思ひましたものから、提出いたしました資料が御趣旨に沿わなかったのかも知れません。とりあえず各電力会社がいろいろな計画を持っていくのかという点につきましては、今年度初めに各社からのそれぞれの構想を聴取をいたしております。それらの結果を整理して資料としてお届けしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それはこれに基づいた資料を提出していただませんか。四十九年度新規電源開発規模、それから将来に向けての電源開発構想、これは全部あるわけですからね。いいですか。○政府委員(岸田文武君) 各電力会社は、電源開発調整審議会で決定を見ました長期計画を参考にしながら、それぞれの発電所の建設計画を組んでまいるわけでございます。したがって、長期の構想としては、近く決定を見ます電源開発調整審議会による長期計画、これが参考にしていただけたと思ひます。各電力会社の計画につきましては、いまの段階では、四十九年度でこういうことを考えておるといふ資料をまとめることにならうかと思ひております。

○戸田菊雄君 私は具体的に言っているのですよ、たとえば「四十九年度新規電源開発規模(主要予定地点)四十九年度五月の現況です。これでいきますと、北海道の場合、地点名、水力、火力、原子力とありますが、そういうものについて、たとえば水力であれば十勝、静内、双川、富村と、こういう具体的に建設地があるわけですから、だから、そういうところで、たとえばこの原子力の開発について東北では浪江、小高、これは一、二号建設、これは四十九年度ですからね。しかし、五十七年までいくんですから、そういうものを、地点名を含めて具体化してください。それで青写真を出してください。そこでは公共施設、この基本法からく

るこの金を使ってやっていくようなものはどういう状況になっていくのか、その点の青写真を出してください、こういうことです。それでいいですか。

○政府委員(岸田文武君) 各電力会社におきましては、四十九年度、五十年、この両年度ぐらいの着工地点につきましては、かなり具体的な計画を持っておりまして、それは資料としてお出しできるかと思ひますが、それから先になりますと、いよいよ電力需給を、バランスをとるために、この程度の発電所が必要だというふうな、いわば抽象的な構想でございまして、まだどの地点へというこの張りつけの済んでいないものがかかり含まれていくわけでございます。この辺の事情は御理解いただきたいと思います。

○戸田菊雄君 それで、その中身の問題ですけれども、この長期計画によりまして、昭和五十七年度電気事業用の需要電力量、これはおおむね七千八百四十億キロワット、最大需要電力が一億五千九百二十億キロワット等々の想定をいたしておるわけですね。それで、これに対して供給予備率一〇％確保、これが原則だと、こういう姿ですね。この一〇％確保の根拠は一体どこにあるんですか、内容を説明してください。

○政府委員(岸田文武君) 私も各電力会社の持つ供給予備率としては普通八％ないし一〇％と申しております。これはもう少しブレイクダウンをしますと、本州地区であれば大体八％ぐらゐが適正な予備率であらう。これに対して北海道等、いわば送電線で結ばれていない地域はそれ自体でいざというときに備えなければならぬということから、これはやっぱり一〇％程度必要であらう、こういうことを頭に置いて通常八％ないし一〇％と申しておるわけでございます。

で、これらの八％ないし一〇％の予備率は、不意に一つの発電所が事故が起つて発電能力を失ったというふうなときであるとか、あるいは送電幹線で事故が起つたというふうなときに、それがなくしても供給義務を全うできるということ

の必要上、予備率を持たせることにしたわけでございます。

○戸田菊雄君 それからこの点もまだ計画では明らかじゃないんですが、四十八年から五十四年度まで八千三百五十万キロ、これを具体的計画では明らかにしていただきたいと思ひますが、同じようにこの四十八年度着工のものは資料としていただきました。建設中のもの、これはいただきました。で、あの資料に基づく一億九百三十万キロワット、それはあの資料に基づくものだと、四十八年度分は、こういう理解でいいんですね。

○政府委員(岸田文武君) おそらくそのとおりだと思います。

○戸田菊雄君 そのとおりだということになれば、原子力発電所の運転、建設状況、この中で運転中、これは六カ所、で、それ以外十七基、これでいいんですね、具体的に。

○政府委員(岸田文武君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、その基本計画で示されたいまのこの一億九百三十万キロワットと、これが違うんですね。ここくる電気出力、四十九年五月一日現在のこれ。

○政府委員(岸田文武君) お話しございました五十四年までの表は、各年度におきまして電気事業用として新たに着手をすることが必要な電気施設規模でございます。それぞれ水力、火力、原子力別に数字が定められております。これは将来の電力需給を想定をいたしまして、その需要を満たし、なおかつある程度の予備率を用意をするということを前提にいたしまして計算をして出した数字でございます。

他方、先ほどお話しございました運転中及び建設中のそれぞれの原子力施設は、いわばすでに着手の済んでおる施設でございます。この数字には、四十七年以前の数字としてあらわれているという関係になっておるわけでございます。四十八年度以降の各年度において原子力がそれぞれこの程度必要だということ、この数字に

よって計画として示されておるわけでございますが、この計画を頭に置きながら、各電力会社は、今後の発電所の設置計画をそれぞれ各社ごとに検討しており、その中で四十八年、四十九年、さらに五十年程度については内容も具体化してきておるといふことでございます。

○戸田菊雄君　そうすると、基本計画はあくまでも開発目標であるから、実施計画の内容のものは当然違ふと、そういう理解でよろしいと。

それでは四十八年度のやつでお伺いしますけれど、水力が八百六十万キロワット、それから火力が二千三百四十万キロワット、原子力が一千四百七十万キロワット、こういう計画になっておるんですね。ところが現在、実施をされたものは総体で約二百五十万キロワット、水力が百二十万、火力が三十万、原発ゼロ、こういうことになっているんですね。そうすると計画目標と、実施した実績実績とのこの違いは、二百三十三分の一ぐらいの実行の線しか示してないということになるんですね。こんなに計画が離れていいんですか、どうですか。

○政府委員(岸田文武君)　お示しの数字がどの資料を御引用いたしておるかによつてわかつかねますが、私どもが毎年策定いたしました計画に対する達成率の推移を総括的に申し上げますと、四十六年度で計画に対して八七％の達成、それから四十七年度でたしか三三％の達成、さらに四十八年度で四四％の達成と、こういうような数字になっております。

○戸田菊雄君　これはしかし、基本計画で明確に数字的にも摘出をしているんですよ。私は基本計画の最終年度、第三次案の内容で拾い上げたんです。

○政府委員(岸田文武君)　電源開発調整審議会では、毎年、年の初めにその年に建設を予定する数量を決定いたします。従来の実績で申しますと、千二百五十万キロから千五百五十万キロワットぐらいの計画を毎年用意をするわけでございます。それらに對しまして毎回電源開発調整審議会を開きますと

とに、それまでの時点で固まつた計画が審議会によつてオーソライズされるという形になるわけでございまして、昨年の例で申しますと、六月に第一回がございまして、十二月には第二回がございまして、今年二月に第三回がございまして、さういふことで、達成率といふことは第一回、第二回、第三回に、それぞれ承認を受けたものの合計が実績としてあらわれるという形でございまして、数字としましては四四％の達成に相なっているわけでございます。

○戸田菊雄君　それから所要資金の問題ですね。これは四十八年度は発電部門五千九百六十億、それから送配電業務部門六千八百四十億、それから改良工事として一千七百四十億、おおよそ一兆四千五百四十億、こういうことになっていくわけですね。ほかに九電力会社と電源開発公社、公営あるいはその他電気事業など、これを合計いたしますと、さらに上回つて一兆五千億見当になるんじゃないかと思ふんですけれども、このくらの投資をされて、長期五十七年までやっていくということになると膨大な金額入ってきますね、投資をされる。これは所要資金の充足という点については別に心配はないんでしょうかね、どうでしょう。

○政府委員(岸田文武君)　お話しのように、電力事業は、事の性質上非常に設備に依存する度合いの高い産業でございます。特にこれからの経済発展あるいは社会生活の向上に伴ひまして、一その設備の増強ということが必要になってまいります。毎年の資金調達というものは、電力会社にとつては非常に大きな課題になっております。過去の状況で見ても、所要資金の大体半分あるいはそれを多少越えた程度が社債によつてまかなわれ、残りが借入金及び自己資金によつて調達されるという形でございまして、従来いろいろ苦勞しながら今日までできておりますが、昨今非常に金融の面で各電力会社ともいろいろ苦勞をしながら、何とかこれを確保しようというところで苦心をしておる状況にあるかと聞いております。

○戸田菊雄君　前に読み上げたのは四十八年度所要資金ですけれども、水力、火力、原子力全体を含めまして、四十八年度の計画でいくと、総計において二兆五千四百三十五億ということになる。これは継続についてもそのまま仕事を継続していくんですから、所要資金は投入されていくはずですね。ところが、五十七年の七カ年計画まで考えると、約十五兆円、このくらの全体としては投資をされていく勘定になりますね。しかし、前途の経済の動向について、いろいろ物価上昇その他になつていくでしょうから、これよりさらに上回ることは間違いないと私は判断をするんですが、そういう理解でこれは間違いないですか。

○政府委員(岸田文武君)　毎年一兆四、五千億、計算をすればやはり相当の金額になるわけでございまして。確かにそれぞれの工事費について値上が行なわれれば、それだけ所要資金の額もふえるというところは確かでございます。それから各電力会社ともこれらの資金の確保、調達については一その努力が必要であらうかと思つております。

○戸田菊雄君　そういうことになりましたと、一番私が心配するのは、これはやっぱり料金でまかなつていくわけですからね。今回約五七％近い大幅値上げをしたわけですが、これは通産大臣の言明によれば一年ぐらひはこれで継続したいと、こういう希望、言明を行なつていらっしゃるんですね。そうすると、二年目あたりには、あるいは再度料金値上げということをやってくるかもしれない。こういう膨大な投資をやつていくんですから、その間に何回かやれば料金値上げというものが、私は考えられてくるんじゃないかと思う。その部面については長期計画には別に載つておりません。載つておりませんが、所要資金あるいは実際投資する総額の金を考えると、当然それは料金にはね返つていく性格のものだと思うんです。いわば料金の先取りだね、そういう状態になると思ふんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(岸田文武君)　今回の料金改定にあたりましては、原価計画期間を一年にとつて算定をいたしました。ただし、そのことは、一年たつたら料金をまた値上げをするという意味には理解をいたしております。いわば計算の基礎として一年間をとつたというだけでございまして、私どもとしては、一べん決定いたしました料金は、なるべく長く維持できるように指導もし、電力会社の努力も要請をしたいと思つておるところでございます。今後いろいろ経済情勢変わつてまいるかと思ひます。油の点でもいろいろな変動要因ございまして、人件費、資本費等についても各種の要素があることは存じておりますが、それらの要素を打ち消すような合理化努力ということが、これらの電力会社にとつて一番大きな課題であらう、こう考へておるところでございます。所要資金の調達につきましては、各電力会社ともそれぞれ増資もし、増資を背景にした社債調達限度の拡大をはかり、各般の施策を講ずることによつて、電気はあくまでも設備が基本でございます。この設備を確保して、電気の安定供給ということに貢献をしたいと思つておるところでございます。

○戸田菊雄君　いろいろとお答えあるわけですが、私も、私はどうしてもやっぱり国鉄財政再建と同じように十カ年という長期になりますと、その間に運賃値上げ四回、こういうことになる。ですから、七カ年計画でいけば、これも料金に結局土台を置くわけですから、どうしたって料金値上げということにいかざるを得ない。それは通産大臣も、言つてみれば、一年ぐらひは何とかこれで持たせたいけれども、あとは希望観測だけですね、長期といふことを言つておりますけれども、私は二年以内ぐらひにまたこれは料金値上げでもって、ばく大な投資をやつていくのですから、またやらなければならぬものなもので、必ずそういうことがくると思ふのですがね。その辺は大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　問題は、私は物価の情勢がどういふふう動いていくかと、こういうことによると思ふんです。物価問題がいま何とかし

て解決されなければならぬ、こういう段階になってきておるわけですが、この物価の安定というものができた場合に、また料金の改定が必要になるかどうか、その辺にらみ合わせながら、なるべく物価を安定させ、したがって、料金の改定はなるべく現行の体系を堅持するという努力、これを積み重ねて、国鉄のような状態にはいたしたくないものと、かように考えております。

○戸田菊雄君 それから電源地促進対策交付金の予算積算についてお伺いをするのですが、これは基本法で、隣接市町村分には九割の範囲で考えているようですけれども、この隣接というよりも、その周辺地域ですね、基本法でいう、母法でいうところの周辺地域というこの概念を、もう少しはつきりしてもらいたいと思うのですがね。これは基本法の方でいろいろやられてるのだからと思うのですが、この概念ですね、至るところにこの周辺地域環境整備というのという法律の中に入ってきているわけですが、この周辺地域の概念、これを明確に御説明願いたいというのと、それから原発の立地をする、それを境にして隣接市町村と、こういうことになるのですが、いろいろ関係市町村が非常に多いところもあるわけですね。そういうものは、全体として今後この促進税をもって環境整備に乗り出していくかどうか、その辺の見解も明らかにしてもらいたいと思うのですが、その辺はどうですか。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、この対象となる地域につきましては、いわば発電用の施設と社会的、経済的な関連が密接な地域という感じで受け取っておるわけでございます。すなわち発電用施設の受け入れによりまして、発電用施設あるいはそれに関連する施設等とあわせて整備開発をはかるのが適当な区域という受けとめ方で考えておるわけでございます。具体的に申しますと、原子力発電所あるいは火力発電所につきましては、所在市町村及びそれに隣接する市町村、この範囲を周辺地域の範囲として考えてみてはどうか、水力につきましては、その設置が主として山間部に

ございまして、発電所所在市町村の範囲ぐらゐを念頭に置いて考えていってはどうか、こう思っておりますのでございまして。

○戸田菊雄君 そこで、環境庁に二点ほどちょっとお伺いをしておきたいのですけれども、その一つは、温排水の排水工事で、何度Cぐらいが基準として実際に出されているのか。

それから中央公害審議会等々で、きのうも多田委員の質問に答えている点等答弁があったようにですけれども、それは時期的にいつごろ基準として明確化されるのか、法律的にですね、その点が一つであります。

それからもう一つは、火力発電所使用の重油の低硫黄性の問題ですね、これは現行〇・五%程度のやつを使っておられると思うのですが、これをもっと実質的には〇・一%程度のものもあるわけですから、そういう低硫黄性のものをどんどん使っていくのが私は至当じゃないかと思うのですが、この辺の見解、おおむね三つちょっと環境庁にお伺いしたい。

○説明員(太田耕二君) 温排水の排出されます温度の点でございますが、大体七度から八度環境より高い温度で排出されるのが普通でございます。量的には十キロワット当たり火力発電ですと約四トン、原子力発電所ですとその五割増しということになっております。

基準の設定につきましては、水質汚濁防止法によりまして、環境庁において基準を設定する形にしなければいけないことになっておりますが、昭和四十六年度から水産生物に対する影響の度合い、それから拡散の状況等、各省にいろいろ協力をお願いいたしまして、基準設定に必要な資料を集めているのでございますが、まだ水産生物に対する影響の度合いが必ずしも明らかでない。それから拡散状況等につきましても、地域とか季節によつて変動いたします。で、その辺の知見を集めまして、公害対策審議会の専門委員会が現在議論していただいているのでございますが、基準設定までに実は至っておりません。そういう知見の

資料を今度とも関係各省と協力の上集めまして、できるだけ早く結論を得たい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○戸田菊雄君 ちょっと時期的にいつごろになりましよう。いま七度Cでいっているわけでしょう。これは希望としてはどの辺まで落とすわけですか。その希望値と、それから具体的に法制化される見通しの問題、これをもう少しはつきりしてくれないか。

○説明員(太田耕二君) この七度もしくは八度Cと高い温度で出されております排水の温度をどれだけに押えるかという問題、それから、拡散いたしますから、拡散の程度をどれくらいに押えるかという問題につきましては、結局、水産生物に対する影響の度合いのデータがはつきりいたしませんと実は出てこないわけでございます。したがって、門の先生方の御意見を承って結論を出したいというところでございまして。しからば、その見通しはいつごろかということになります。現在、できるだけ早くということ、何年までというふうにお約束できる段階に実はございません。今後とも関係各省と、たとえば水産生物につきましては水産庁の今後の調査研究を待ち、拡散状況それからその対策等につきましては、科学技術庁、通産省ともども環境庁におきましても調査をいたしまして、その辺の知見を集めまして、できるだけ早く結論を出すようにしたい、こういうことでございまして。

○戸田菊雄君 これは希望ですけれどもね。なかなか拡散状況調査でいろいろむずかしいとか、あるいは水産庁でもって魚介に与える影響はどうとか、いろいろ各級の調査、検討事項が多過ぎてなかなか作業が進まないことはわかっておりますが、しかし、現地でいろいろ問題になっている個所が相当あるわけでしょう。もうすでにやったりするやうな要因というものは発生しているわけですから、だから、でき得るだけこれは急いで、可及的にやったり設定をしていくべきだと思っております。

ね。現行やられている排水口の、その時点での七度Cというのは、これは高過ぎる。これははっきりしているのです。だから、いま現地に現地でもってそういう事態が発生した場合、地方自治体といろいろ協約の中でやっているわけでしょう。これは相当地方自治体についてはきびしい規制でいっているところが多くあるわけですから、もう現地は先行して行っているのですね。中央の環境庁だけが非常におくれているという現状です。これはもう早急に――被害なり影響があることは間違いないのですから、そういう点で、私は、急いでひとつこの基準設定の問題はやっていただきたい、希望を申し上げておきたいと思っております。

火力発電所の硫黄性低下についてはどうですか。

○説明員(石田齋君) 先生の燃料の低硫黄化に対する御質問でございますが、環境庁におきましては、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準、これをつくっております。この環境基準を達成するために、順次排出規制を強化しております。また今回、今国会で、総量規制を導入するというところで、大気汚染防止法の一部改正の成立を見ております。一段と排出規制はきびしくなるかと思っております。したがって、先生の御指摘のように、燃料の低硫黄化あるいは排煙脱硫装置の設置、これにつきまして火力発電所におきましても、今後努力する必要がある、こう考えます。

○戸田菊雄君 いま排煙脱硫装置がついていないというところはないでしょうね。それは行政指導で全部やって全部整備をされておる、こういう状況ですか。具体的に内容がわかればひとつ。

○政府委員(岸田文武君) 電力会社が、硫酸化物の環境基準なり排出基準に適合するためには、さまざまな方法を組み合わせてやるわけでございます。基本的には、先生のお話のように、低硫黄燃料の確保ということで対応いたすわけですが、それと並行しまして、排煙脱硫を採用しておるところもある、こういう関係でございま

す。低硫黄燃料の確保につきましては、従来の電力会社の燃料の使用形態としては、重油の場合、あるいは原油の場合、中近東の油と、それからミナス等の低硫黄原油、これをまぜて使っておったわけですが、最近ではミナス級の超低硫黄原油、この比率が非常に高くなつてきておりまして、その結果、先ほどお話しございましたように、〇・五〇程度の数字にまで到達しておりますし、また今後ともこれを引き下げていくという方向で努力いたしております。別途燃料の面ではナフサをたたくとか、あるいはLNG発電であるとか、こういった硫黄分のない燃料の利用ということも進めております。ただナフサにつきましても、石油化学工業界との調整の問題がございます。こういった形で燃料面の対応策を進めていくと同時に、場所によっては排煙脱硫もやっておりますわけですが、現在では約二、三百万キロワット分ぐらいできておるところでございます。これは当初まだ技術が確立してなかったこと、あるいは用地をかなり食いますこと、これらのいろいろな要因からおくれたわけでございますが、ようやくいま建設のピッチが上がつておりまして、今後の計画につきましても、大体五十二年度末までに千三百万キロワット分の容量に対応する排煙脱硫装置の計画をすて立てて、そのとるに進んでおります。

〇戸田菊雄君 大体原油はほとんど九〇％OAP ECなりOPECから輸入してくるのが事実ですね。あるいはアメリカのメジャー大資本がありますが、そういうところからほとんど輸入してくる。この低硫黄性のやつはインドネシアが非常に多いということですね。実質的にはどのくらい量としてこちらに入ってきておるのか、あるいは電力会社としてはそういうものを使っておるのか、使っていないのか、その辺は内容としてはわかりません。

〇政府委員(岸田文武君) いま電力会社が使用しております原油、大体年間五千五百万キロリッターから六千万キロリッターに近い数字かと思

ます。この中で、硫黄分の特に低い超低硫黄原油、この比率は各社によって違つてきております。それぞれ次第に高くなりながら、差があるというのが現状でございます。大ざっぱに申しまして、五割から八割ぐらいが超低硫黄原油によって占められているということが申し上げられるかと思ひます。

〇戸田菊雄君 今後低硫黄性でもって切りかえていくということになれば、通産省の態度というものは、行政指導でもっていくという考えですか、これは強制はできないでしょうか。いろいろ単価、コストの問題もあつたりして、その辺は事業やっておるのですから、だいたい問題はあつてはありますが、それはいろいろ複雑な事情があることはわかりまうけれども、できるだけそういうものでやり切りかえていくような行政指導はあつていいのではないかと思うのですが、その辺の通産省の態度はどうですか。

〇政府委員(岸田文武君) これは私どもの行政指導を待つまでもなく、国で排出基準が決定をされ、さらに強化される。また各都道府県ごとに条例等によりまして排出に関する規制が逐次強化されておるといふ状況でございます。いわばそういった環境の面における各種の規制に適合するため、電力会社としても鋭意こういった低硫黄原油の確保をすることに奔走しておるといふ状況でございます。

〇戸田菊雄君 課税の面から少し伺いたいと思うのですが、現在電力会社、九電力会社で、租税特別措置で、いわば税金をまけてもらつてい

ただ適用があるという趣旨ではございませんけれども、たとえば公害防止準備金でございますとか、公害防止施設の特別償却でございますとか、そういうふうにならば適用になります。電力会社にも適用になるといふ制度がございます。

このお尋ねの減取額でございますが、従来委員会等に御提示いたしております減取試算におきましては、あらかじめ計算ができませんものについてお出ししておるわけですが、四十九年度では原子力発電工事償却準備金等による減取として十億円を見込んでおるわけでございます。

準備金その他につきましては、実績等ではある程度わかる場合もございますが、先ほど申しました一般的な制度、電力会社についてのみ適用されるのでなくて、一般的な制度につきましては、電力会社適用分だけを抜き出した計算はいたしておらないわけでございます。

〇戸田菊雄君 四十九年五月二十九日、これは通産省の公益業務課、これから資料はいただいております。ですから、いま主税局長が指摘をした内容等も入っておりますけれども、四十八年度の上期、同下期、その合計、これでいきますと、特別償却部門で金額にいたしまして十八億二千万、それから湯水準備金で百八億二千五百万、原子力発電工事償却準備金で四百二十九億二千四百万、公害防止準備金で五千八百百万、海外投資損失準備金で五億七千五百万、合計五百二十五億八千万、それからほか、公害防止設備の固定資産税の非課税これが四億四千百万、それから送電変電施設の固定資産税の課税標準の特例分、これが百九十一億八千六百万、それから地中配電線路の固定資産税の課税標準の特例分、これは九千百万円、合計で百九十七億一千八百万、これが前項の償却部門と後段のやつを含めると、おおよそ七百億圓ちょっとこえる程度ですね。このぐらいいわば租税特別措置法によって各般の合計処理上、あるいは非課税分、そういうことになると思ふんですが、これは主税局長、間違ひござ

ませんか。

〇政府委員(高木文雄君) この資料は通産省のほうからお出しになった資料でございますので、おそろしくいろいろお調べの上お出しになったと思いますが、私のほうとしては確認をいたしておらない数字でございます。

〇政府委員(岸田文武君) お手元にございます資料は、いわば特別措置の対象となる各種の準備金等の実情をお示しいたしたものでございまして、これは税額とは直接関係がございせん。さらにつけ加えて申し上げておきたいのは、たとえば湯水準備金、原子力発電工事償却準備金、公害準備金、さらに海外投資損失準備金、これらの各種の準備金につきましては、実は四十八年下期において、電力会社の経理が非常に悪化をしたということからいたしまして、従来これらのものを積み立てておりましたのをほとんど取りくずさざるを得なかつたという実情にあるわけでございます。お手持の表にも、ごらんいただきますように、これらの項目についてはほとんど三角じりし、取りくずしという状況で記載されておるわけでございます。したがって、取りくずし額が五百二十五億になつておる。積み立て額はお手元の資料の下の方に若干の項目についてプラスが出ておりますが、全体としてはかなりの取りくずしになつておるといふ実情を御理解いただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事河本嘉久蔵君着席〕

〇戸田菊雄君 まあはつきりした資料はね、お互い各省でむずかしいからということ、いままで断つてゐるようだけれども、これは調べる気なから私はできると思うんですね。これを主税局長、そういった租税特別措置上恩典こうむつてというふうなもの内容について、あとでこれ資料でいただけますか。どうですか。

〇政府委員(高木文雄君) ちょっと私のほうからは御存じのように、すべての業種につきまして合計したものは法人企業統計等出てまいりますが、業種別統計でうまく出ますかどうか、ちょっとい

ま明確に覚えておりませんので、出ますれば御提出できますが、業種別区分等で出なければと出しようがないということでございます。

○戸田菊雄君 予算見直しの中で、これは明らかに租税特別措置法に基づいての減収分約五千二百億と理解してありますが、その内訳ですからね、局長、これは国税庁でなければだめでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 五千二百億というのは、これはまあいろいろの推計を用いて、おそろく四十九年度においてこのぐらゐの減収になりましようかということを出しました、いわば推定値でございます。で、このほうは国税庁とは関係なく、むしろ私どものほうで手元の資料を用いながら推計値として出しているものでございます。

それは先ほど通産省からお出しになりましたものは、これは実績値でございますが、実績値のほうは、国税庁の統計では、業種別分類として、運輸通信公益事業ということで一括になっておりますので、実績値を税務統計上電力会社分だけ出すことはちょっとできないという形になっております。

○戸田菊雄君 じゃ、いまのところはわれわれとしては、実績値で通産省の資料を土台にしてやってけっこうですね、いいですか。

○政府委員(高木文雄君) 私のほうでわかりませんのでございまして、通産省からお出しいただいた数字で御議論いただいてよろしいんだらうと思います。

○政府委員(岸田文武君) 先ほども申し上げましたように、ここにあげております実績というものは、それぞれの準備金項目の増減の数字をあげたわけでございます。税額にはね返すかどうかということにつきましては、私、簡単にできるのかどうかちょっと見当がつかぬ状況でございます。

○戸田菊雄君 これは主税局長ね、推定値にしても、国会に責任を持って予算大綱で減収分として五千二百億なら五千二百億出しているわけですからね、だから、その積算の中には、電力会社に対する非課税分もどのくらい入っているということも

ちゃんとあるわけでしょう。それがなければ、積算が総体的に出てこないわけですから、だから、それは推定値にせよ何にせよあるはずなんです。あるはずなんです。だから、そう私はむしろさし問題じゃないだろうと思うんですけれども、ただ、各民間企業に対する経理内容を公開できないとか、なんとかというところになれば別だけれども、そういうことは私は法律上問題はないんじゃないかと、こういうふうに考えるんですが、その点が一つ。

それからもう一つは、局長、いま株配当、何分くらい配当していますか。総額どのくらいですか。

○政府委員(高木文雄君) お尋ねの趣旨は、電力会社の配当の率でございますか。

○戸田菊雄君 はい。

○政府委員(高木文雄君) 電力会社の配当の率……。

○戸田菊雄君 通産省。

○政府委員(岸田文武君) 電力会社の配当率は、たしか昭和三十四年ごろかと思いますが、そのころから以降は大体一割で推移をしていますが、先ほどお話し申し上げましたような、極端な経理の悪化を受けて、各社とも従来の配当率を維持することができなくなりまして、ほとんどの会社が八分配当、中の一社は六分配当といった状況でございます。

○戸田菊雄君 ついでですから、科学技術庁にちよつとお伺いしておきますが、原子力安全研究予算としてどのくらい、四十七年度以降、三カ年について出しておられるか、その中身についてひとつ説明願いたい。

○政府委員(岸田道夫君) お尋ねの原子力関係の安全研究の予算を申し上げさせていただきますと、合計で四十九年度は百億五千三百万、前の年の四十八年度は五十一億三千三百万、四十七年度は二十五億二千百万でございます。

百一億、平年度で三百億、こういうことで周辺地域の環境整備その他に使っている、こういうこととですね。私、いま現地で原発開発その他について住民とたいへんな激烈な争いというものが起きています。これはやっぱり安全の面に対する危険というところからきていると思うんです。ですから、周辺地域の整備以上に、原子力関係の安全体制というものを考えるのが先決じゃないか、こういうふうに考えておられるわけですが、そういう点は大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(福田道夫君) しばしば申し上げているんですが、原子力発電は急がなきゃならぬ。ところが、それが一向に進まない。それはなぜかというと、安全性に対する理解が十分でない、こういう問題と、それからもう一つは、発電所を設置する地域社会がこれを歓迎しない、この二点にあるわけなんです。

そこで、安全性の問題につきましては、その基本的な安全性の問題について、これは国が別途、科学技術庁を中心といたしまして鋭意手を配しておるわけでございます。

第二の問題が、今度の立法で全部片づくかという、それも言えないと思いますが、大かたの諸問題がこれで片づく。それで発電所ができてよかったなあとという感じを地域住民に与えてやろう、こういうふうに考えておられるわけなんです。

○戸田菊雄君 それで、科学技術庁にもう一点お伺いしますけれども、総体で四十九年度百億五千三百万、この程度の予算でどの程度の研究ができるんですか。内容を具体的にひとつ教えてくれませんか。

○政府委員(岸田道夫君) 四十九年度のいま御指摘の百億の内容を大別いたしますと、たとえば一つは、原子力施設の安全研究でございます。これはたとえば原子炉の反応度の事故があった場合のその対策の研究とか、あるいは冷却系統の事故があった場合の安全の研究ということが含まれておるものでございます。それから第二番目の種

類に属するものは、放射性廃棄物の処理、処分方法の研究でございます。第三番目は、放射線障害防止に関するものでございます。第四番目の系統に属するものは、環境放射能の測定調査に関するものでございます。先ほど申しましたとおり、四十九年度は百億をこえておりまして、その前の年の倍ぐらゐになっております。四十八年度はまた四十七年度の倍ぐらゐで、最近特にこの方面には力を入れて、実験装置も大型化をはかっておる次第でございます。

○戸田菊雄君 まあほんとうの意味で、やはり安全体制というのは私は非常に重要だと思っております。ことに今後はガス冷却炉とか、あるいは重水炉、こういうものにだんだん高度化していくわけでしょう。それから電源開発部面を考えるのは、やはり原発にウエートを置いてやられていくわけですね。そういうところからいけば、少なくとも六十年代になると新転換炉、こういうものは大体高速増殖炉に全部移行していくという構想でしょう。そういうことで、電力関係事業者はすべて、一つは低価格で、一つは安定供給、この需要部面だけで関心を持っているという状況ですね。いま、それでは私はいけないと思うのです。だから、本来、やはり科学技術庁としては、そういう安全性について、徹底した研究開発を私はやっていく必要があると思うのです。諸外国と比較して、この開発構想、民間機関でも二カ所ほど委託業務をやっているところもありますけれども、日本も、それは微々たるものでしょう。アメリカなんかと比較して、ソビエトと比較してどうですか、研究開発の部面。実用化段階まで入ったのだけれども、全くそれはあれじゃないですか、問題にならないじゃないですか。

○政府委員(岸田道夫君) 先生御承知のように、日本の原子力発電の関係は、最初の第一号炉が臨界に達した年は、たしかソ連が十年前ぐらゐ、アメリカはそれから二、三年あとでございますが、それだけおくられて出たものでございまして、研究開発のほうは、こちらこの辺は大い

に力を入れて毎年やっておりますけれども、その出資の歴史の違い、その他それに伴う当然のことながら規模の相違からいたしまして、予算総額そのものは諸外国に比べて低いということに相違しておりますけれども、先ほどのように、最近非常に増加率が高くなっております。この方面には今後とも力を入れてまいりたいと考えております。

なお、先生御指摘の、現在の炉だけではなくて、将来の炉についても研究を重ねる、お説のとおりでございます。

〔理事河本嘉久蔵君退席、委員長着席〕

現在の炉は、御承知のように軽水炉が中心でございます。いまして、この研究に重点を置くだけではなくて、将来の炉として、新型動力炉につきましましては、新型炉を開発します中に、当然のことながら安全研究が含まれて開発しつつある、こういう状態でございます。

なお、先ほどの原子炉施設の安全研究と申し上げました中で、たとえば、申し上げますと、軽水炉のほうは大体三十九億で、新型炉のほうは三十三億くらいになろうかと思いますが、大体その程度に新型炉についても重点を置いていた次第でございます。

○戸田菊雄君 現在の原子力発電の原価どのくらいいっていただけますか、ちょっと既設六基の原価、わかっておいたら教えてください。

○政府委員(岸田文武君) 従来動いておりますものの平均原価は四円ちょっと欠ける程度ではないかと思っております。四十九年度に新たに着手予定しております施設につきまして先般調べてみましたところ、これを平均しますと、大体四円六十銭程度と見込まれております。

○戸田菊雄君 これは中央の電気事業協会の資料ですけれども、これによりますと、東海発電所が六円三十銭、二十年の平均原価が四円九十五銭ということですね。それから敦賀、これは初年度の原価三円十五銭、平均が二円六十二銭です。それから福島一号基が二円九十八銭、平均が二円五十五銭、それから美浜が三円、平均が二円五十銭、

それから福島二号基が二円五十二銭、これが平均二円二十一銭、美浜二号基が二円七十銭の二円三十四銭、こういうことで、電力会社ごとによって違いますが、おおむね平均二円くらいです。これは二十年平均ですよ。だから、きわめて低コストであるということはいえるわけです。

ところが、会社としてはどうしてもやっぱり低廉に集中的に關心を持って、低コストだけを追求して、安全性というものを非常におろそかにしている、こういう傾向がございますね。ですから、その辺を私は通産省としても——これは料金上げるとは言いません、言いませんけれども、もう少し経営実態の内容というものを国の立場から指導していく必要があるんじゃないだろうか、こう思うんです。まだ技術的に相当未開発部門がしばしばあるわけでしょう。これはもう世界的にいって、あるわけですね。これはもう世界的にいって、たつてそうなんです。アメリカやソビエトが先進国としてやっていたけれども、まだまだ当該国においても、開発なり研究という部分については相当ばく大な金を使ってやっているのである。そのくらい非常に高度な技術開発になっていくわけですから、だから、その点はひとつ、あまりにも会社自体にまかしておくと、こういう低コストばかり追求して、それからいまだ安定供給、これは必要なことなんです。われわれもその点はやっていかなければいけないんですけれども、その二点集中主義でいっているから、地域住民に与える影響力とか、そういう技術上の欠陥とか、こういうものについては全く野放し状態と言ってもいいと思うんです。

それから、文部省自体の中で学術研究の中でもやっておられますが、これは全く——私、東北大学の未臨界実験の關係は、これ何回となく行ったんです。問題があった、そういうものがあつて、そういうものをいろいろ学者の皆さんに聞いてみましたが、まだまだ技術上の欠陥というものが相当あるというところを指摘されているんですね。それが実用化の段階に入っているんですからね。だから、非常にこれ危険で、爆発なんかしたらたい

へんな状況になるわけですからね、そこは嚴重に安全体制というものをやはりとってもらう、それがためには通産省や科学技術庁でもって、もともと本腰を入れて——今後のやっぱりエネルギー資源の中心をなしていくわけですから、それは間違いない道程だと私も思うんです。だから、そういう意味合いにおいて、何かやっぱり低コストの追求方式でいっているから、そういう点について改める諸点がないかどうかということですね。

○政府委員(岸田文武君) 原子炉の設置にあたりましては、科学技術庁のほうで十分な安全審査を行なった後に認められるわけですが、私も、発電所の建設工事にあたりましては、事前に審査会の議論を十分行ないまして、その意見を取り入れて逐次工事の認可をするという手続を踏んでおります。それだけではなくて、運転にあたりまして保守に関する各種の規定を用意をさせ、それを励行させる、これらの点についても私もチェックをいたしております。なお、毎年の定期点検等にあたりましては、私も監督官を派遣をいたしまして精密なる検査をし、安全性について十分自信を持った上で操業を認めるといふ処理をいたしておるところでございます。

とかく従来は、放射能漏れといった事故がございまして、いわばこまかい故障がある。それらについてやはり処理のしかたを振り返ってみますと、もっともとうまい方法があつたのではないかと、そういうような点も私も反省をいたしております。今後原子力発電が円滑に発展をいたしますためには、何と申ししましても安全である、これらについて住民の方々の理解が得られるということが基本であること、まさに御指摘のとおりでございます。私どもも今後とも安全の面には万全の努力を払うように指導もいたしますし、私どもも自戒をいたしたいと思っております。

○戸田菊雄君 ついでに科学技術庁にもう一点だけ伺っておきますが、技術開発の研究その他は民間に委託する会社はどこですか。それは科学技術庁だけでやっているわけじゃないんですか

ら、それは二カ所ほどあると思うんですけれども、それはどこどこですか。

○政府委員(岸田文武君) その前に最初のほうのお尋ねの点でございますが、御承知のように、原子炉設置の許可の申請のございました場合には安全審査をいたしますが、その場合の基準が、一応御承知のICRPP——国際放射線防護委員会の基準を基準にいたしておりますけれども、このICRPP自体が、できるだけ低ければ低いほどいいこともございまして、そういうほうに審査も指導もいたしております関係上、そういったしますと会社のはうでもどうしても、たとえば気体廃棄物では希ガスホルドアップ装置とか、あるいはグラッド蒸気のシル・システム等を改良し、そういう方面から安全研究を自分自身が重ねてそういう方面に努力していかないと、マッチしないというふうな情勢に相違しておりますので、今後ともそういう点には指導の面からも力を入れてまいりたいと考えております。

それから第二番目のお尋ねの、先ほど読み上げましたのは御承知のように政府が予算を出して行なっているのをごさいまするが、そのうちでこちらが民間に委託しておりますものに、会社関係では三菱重工と日立、東芝がございまして、

○戸田菊雄君 三菱重工と日立ですか。日本原子力研究所、それから放射性同位元素協会、これはやっていませんか。

○政府委員(岸田文武君) いま申し上げましたのは純然たる民間会社を申し上げまして、特殊法人原子力研究所——特殊法人だと思つたんですが、申し落としました。当然日本原子力研究所には先ほど申し上げました百億のうち三十七億が

○戸田菊雄君 その委託研究について、たとえば三十七億やりますと、テーマはこれとこれによってやってくださいといったような何か指導内容というものはお持ちになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(岸田文武君) まず、先ほど申し上げた百億のうち、たとえば原研、まあこれは委託

というよりも原子力研究所そのものがやっておる研究に国から予算を出しているわけでございます。委託というのとちょっと違いますけれども、いずれにしてもその研究内容につきましては、十分こちらから審査し、指導もいたしておるのでございます。

○戸田菊雄君 これは主として民間委託研究開発その他については、現在のところは、放射線発生装置や放射線の測定機器あるいはラジオアイソトープ、日本原子力研究所等にアイソトープの製造、輸入、配分、こういうものが主体になっているんじゃないでしょうか。それ以外あります。具体的な何か委託に対しての科学技術庁の要綱というか、そういうものをお持ちなんですか。全然ないけれども、単にばくとした指導内容で、これとこれと、こういうことでやっていくんですか。それはどういふことなんですか。

○政府委員(牟田口道夫君) 当然、まず安全関係研究につきましては、基本的には原子力開発基本計画にございます基本方針と、それから最近の先ほど申しましたような原子力の発展状況にに応じた基本方針というのがございまして、それに応じて、たとえば先ほど申し上げた反応度の事故とか、冷却材事故とかいうのが必要であるという、そういう基本方針のつとめてやっておりますので、当然のことながら、そういう点の指導もいたしております。

○戸田菊雄君 今後は予算としては増額の方に向いていくことは間違いないですね。科学技術庁自体の開発研究についても、あるいはその民間委託等に對するものについても、これは徐々に拡大の方でいこうというところは間違いないですね。そういうものに対する年次計画とかなんとかというものは、科学技術庁としては策定しているのですか。

○政府委員(牟田口道夫君) 御指摘のとおり、そういう点こそ、これから最も重要な点でございますので、昨年、原子力委員会に環境安全専門部会というのがございまして、その中で安全研究分科会というのを設けまして、権威ある諸先生の意見を

を賜わって報告をもらいましたものに、大体これからはこういうような点に重点を置いて、五年間ぐらいでこういうぐあいにしたらどうかという大體の報告が出ておるのでございます。で、さらに今後は、安全研究推進会議というものを設けまして、これをやはり原子力委員会に設けるんでございますが、そこで、これをもう少しこまかくいたしまして、具体的にどういふぐあいにしたらよろしいかというのを詰めてまいりたいということでございます。

それからなお、当庁といたしましては、森山新大臣になりましたから、先ほど申し上げました昨年の倍の百億という予算を要求し、認めていただいたわけですが、これは、少なくとも三年間のうちの第一年度というふうな考えでできておったのでございますけれども、先ほど申し上げましたように、さらに安全研究推進会議等で、そういうような点については今後は具体的に検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○戸田菊雄君 今後そういうことになっていくんではないけれども、私は希望として一つ要望しておきたいのは、かりにこの安全審査部会等設置をして、一般の知識者、そういうものを吸収しますね。その際に、私は、少なくとも技術上のイデオロギー、そういうものはあんまりないと思う。だから、そういう意味合いからいけば、最も妥当だと思われるようなものを考えていただきたい。どうもとみに今次国会を通じていろいろと問題があったものですからね。そういうものをあえて吸収するとか排除するとかいう、そういう傾向がなきにしもあらずということをお願いしているのですが、そういうことはいいですか。公平なやっぱり安全審査部会の人選、こういうものをやってもいいと思います。

○政府委員(牟田口道夫君) たとえば安全研究分科会の先生方は、各方面の、単に工学的な先生方ばかりじゃなくて、そのほかの経済学的な、そういう方面の先生方も幅広く選んで御審査いただいております。

○戸田菊雄君 通産省にお伺いしますが、石炭火力発電関係ですね、これは一つの保護政策としてやっているんでしょけれども、まあいろいろ国が補助をしてそれでやっておるわけですが、これは将来どういふ状況になりますか。電力会社としては徐々に原発体制に移行していくわけですが、現行のところは二〇三〇年当分のウエイトを持っていますね。これはやはり存続をしようという考えですか。それとも、ある一定の時期に、これは大体火力ないし原発に切りかえる、こういうことではないか、その辺ですね。

それから将来の見通しについて、いま原発は二五％だ、火力は五〇％、石炭が二五％かそこらぐらいですか、そういうことになっているんですね。これは五十七年の基本計画終了時点で予定される二十一カ所の科学技術審議会の答申に基づいて、原発建設構想、これが終了した時点においては、私は相当原発のウエイトというものは高まってくると思うんですが、諸外国のアメリカやフランスやソビエトのケースを見ましても、徐々にそういう方向にいつていくことは間違いないのですが、そういう青年写真はこういう状況になっていますか、その辺ひとつ。

○政府委員(岸田文武君) いま石炭火力でたいしております石炭が大体八百万トン前後でございます。ところが、昨秋以降、石油価格が非常に上がりまして、その意味から石炭の経済性について新しい角度から見直しをしてみることが出てきたわけでございます。特に石炭は貴重な国内資源であるというふうなことも頭に置きながら、石炭火力をどうするかということについて、部内でもいろいろな議論をかわしたところでございます。

当面四十九年度につきましては、さらに百万トンのたき増しをしようということで、各電力会社ともそれぞれの計画を組んでおるところでございます。これらと並びまして、新しく新鋭の石炭火力発電所を建設してみたらどうかという構想がかねがねございまして、実は昭和四十九年度におきまして、一カ所建設の計画を持ってその具体化を詰

めておるといふのがいまの状況でございます。さらにそのあとの構想といたしまして、各地で、たとえば九州であるとかその他のところにおきまして、次の石炭専焼火力発電所建設構想というものが芽ばえております。私どもは石炭火力のこれからのあり方というものを頭に置きながら、これらの候補地点についても少し詰めた勉強をし、もし具体化できるものに対しては応援をしてみたいと思っております。

他方、国内の石炭の産出量にはおのずから限界がございまして、今後ある程度の開発を見込んでやりますけれども、量的な限界がおのずからございまして、別途輸入炭の活用をはかるということも私の構想の中に取り入れられております。輸入炭を活用しながら、それと混焼することによって国内炭も生かしていこう、こういう構想をもとにして、さらに次の石炭火力発電所構想というものが別途用意されていくべきではないか、こういったことは、いまエネルギー調査会におきまして、これからの石炭政策のあり方というものの中で、その一環として検討が進められておるところでございます。

○戸田菊雄君 これは「主要国の一次エネルギー消費量および構成費(一九六九、一九七〇年)」というんですが、やはり原発にウエイトに置いても、アメリカ等においても、いまだにやはり石炭は二一・三％確保しておるんですね。七〇年で二〇・七％、それからイギリスでは約半分以上で五五・七％、それからフランスでも三三％ないし二九％、ですから三〇％近いものをやっていますね。だから、こういう各国の状況を見ましても、やはり原発にウエイトを置いて開発はやっていきますけれども、やはり自国産のエネルギーを完全に活用していくという立場に立っておるようですね。だから、日本だって、炭鉱は非常に傾斜産業、斜陽産業といわれてもうだいたいたつんですけれども、現在ですら私の記憶によれば五千万トン年間産出しておるわけでしょう。いま説明あったように八百万トン使用すると、こういうこ

とであれば、やはり石炭火力によるところの原発体制というのは、やはり国策として明確に位置づけをして私は活用をはかっていくべきじゃないかと、こういうふうな考えを述べられたいけれども、その辺はやはりそういう理解でいいですか、それは通産省もそういう考えでございいますか。

○政府委員(岸田文武君) いま石炭が大体二千万トン、多少こえた程度の生産でございまして、その中で約八百万トンの使用を行なっておられるわけにございまして、お話しにもございましたように、石炭はわが国にとりましては非常に貴重な国内資源でございまして、また経済的に見ましても、従来とは違った新しい条件が出てまいりてきております。こういった意味から、私も、石炭火力については、少し本腰を入れて今後の構想を練ってみたいと思っております。

他方、石炭は公害の問題につきましてもいろいろな弱みを持っていることも事実でございまして、これを何とか克服しながら、新しい構想を用意しようというところで、先ほど申しましたように総合エネルギー調査会で、ことしの夏までを目標にしていろいろ検討を進めておるところでございまして、その成果を御期待いただきたいと思っております。

○戸田菊雄君 次に、そういうものを含めて、いま電力会社にどのくらい政府で補助もしくは助成をしているかということになりますと、これは資料で一通産省の資料ですけれども、石炭ガス化技術開発委託費、これで一億七千二百万円、石炭ガス化実用化試験研究費補助、これ二億ちよつと、石炭増加引取交付金二十二億六千九百万等々、ずつと各項目にいきますと、合計で四十九年度で約千三百三十九億二千七百万、これぐらいやっておられるわけですね。そうすると、いま言ったように、現行の二五％の石炭の火力発電を維持をしていくということになれば、今後このケースというものは持続していくわけでしょう。それはどうなんですか。これは大蔵省になりますか、主計官のほうですか。

○政府委員(辻敬一君) 石炭火力発電関係の予算

でございますけれども、石炭火力発電に直接に結びつく施策といたしましては、ただいま先生御指摘になりましたような施策でございまして、そういうものを合わせますと三十三億程度でございまして、千三百三十九億と申しますのは、石炭対策費の全体、石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定の総額でございまして、まあ国内石炭の約三割が電力会社に引き渡されておりますから、石炭対策全体が石炭火力発電に関係するとも言えるわけでございまして、その意味では千三百三十九億ということになるかと思っております。

○戸田菊雄君 そうです。私ちょっと表現が悪かったんですが、石炭対策費合計です。これは今後も持続することになっていくわけでしょう。その点はどうですか。

○政府委員(辻敬一君) 第五次石炭対策の趣旨に沿って今後とも継続してまいりていくつもりでございまして。

○戸田菊雄君 それから今回のこの基本法に基づいて周辺地域対策、どういう施設が主としてつくられていくのかということ、その写真を見出してこれとていうことだったんですが、ことに初年度において四カ月分まで百億ですが、ことに初年度と、先ほど言った十七基建設段階でいまだ進んでいないわけでしょう。こういうものに対して地域的にどのくらい分割ができるか、地方団体交付がですね。そういうことだとおおむね五億見当じゃないか、五億見当とすれば、この資料として示されたやつには単価表として体育館それから保育所、運動場、プール、老人憩の家ですね、あるいは青果市場、公民館、キャンプ場、おおむね想定されるのはそういう公営施設になっていく、ただこのように経済変動がはなはだしいですからね、これは大蔵大臣非常に努力をされて一応鎮静化したと、こう言うけれども、おそらくこれ第二狂乱物価がまた——きたらたいへんですけれども、おそらくくるんじゃないか、電力料金上がる、石油が上がる、あるいは今度どうなっていくか、消費者米価が上がるのか、私鉄運賃が上がる、いろいろ枚挙

にいとまないくらい待ちかまえていくわけですか、だから、相当この百億程度の予算では、所期の目的を達せられないんじゃないか、いずれにしても、その辺これ物価、資材その他上がってきまして、それから、そういう物価上昇等に見合う目減りをどの程度に見ているのか、これはどうですか、通産省。

○政府委員(岸田文武君) 発電所の建設中のところ、あるいはこれから建設が予定されておる各地点におきましては、いわばこの法律の成立を期待をいたしまして、それぞれの場所ごとにいろいろの構想を練っておるといふように聞いております。ただ正確には、対象となる施設の範囲、まだ各省で未調整なところが残っておりますので、それらが固まり次第、各地点ごとの計画が具体化してくるのではないかと、こう思っているところでございまして。私どもは、大体昭和五十年、平年度化したときの姿を前提にして一応の計画を組んだわけでございまして、各地点ごとに見てみますと、大体この程度金額があれば、それぞれ地元で喜んでもらえるような姿になるのではないかと、こう思っております。

○戸田菊雄君 それで問題は、具体的に聞きたいんですが、たとえば体育館ですね、一千百平米、これでもって単価六千二百万円でしょう、坪当たりこれ幾らになっていきますか。それから保育所は一千平米ですね、これで五千万。それから運動場、これはまあいろいろあるんでしょうけれども、四百メートルコース一本だけかどうかかわりませんが、これ二千六百万。それからプールは二十五メートル掛ける十五メートル、これで二千万。これは二十五メートルプールですけれども、二千万程度でできるのかどうか、これは用地買収その他入っているのかどうか、その辺、それから老人憩の家、これは八百平米、これで四千万。何人くらい収容できるのか、この内容について具体的に説明してくれませんか。坪単価どのくらいに見えていますか。

○説明員(小野雅文君) 先生のはうにお出ししました単価表は、昨年の夏に各市町村から整備計画等についてどんな構想があるかといったようなこととで聞いた数字をとりあえず平均をとったものでございまして。まあお出しした資料に基づきまして単純に計算いたしますと、平米当たりで五万円程度の数字、五、六万円程度の数字でございまして。

○戸田菊雄君 具体的に、体育館から教えてください。

○説明員(小野雅文君) たとえば体育館の場合には五万円ちよつと、五万六、七千円ぐらいかというふうに思っています。それから保育所の場合は五万円ぐらいかというふうに思っています。これは平米当たりの単価でございまして。ただこれにつきましては、必ずしもその市町村のほうも、整備計画という形ではっきりしたものではないと、言えない、口頭でヒヤリングで聞いた程度のものでございまして、とりあえず急遽資料としてお出ししたわけでございまして、この辺につきましては、もしも法律が通ったとすれば、整備計画でさらにあらためてものと詰めるような形になろうかと思っております。

○戸田菊雄君 建築構造が住居構造と違いますから、それは相当一般の住宅などよりは低いと思いますが、低いのと思っておりますけれども、いま言ったように、たとえば体育館にして五万円、これは鉄骨組みでやるのかどうかかわりませんけれども、五万円ですと、いわゆる竣工したあとで契約書をお互いやりとりするような状況ですね。途中半ばかそのくらいの工事期間ですら、それは事前契約ができないと、請け負う人が言っているんですからね。一般の勤労住宅だつてそうですよ。そのくらいのもので値上がりしている。最近鋼材その他も上がってきています。そうしてこれは土地買収と無理じゃないかと思っております。一平米当たり。

○説明員(小野雅文君) 土地につきましては、一応ここでは、大体私も聞いたところでは、過疎地の場合にはほとんどネグリジブルと考えていい

というふうに聞いております。

○委員長(土屋義彦君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(土屋義彦君) 速記を起こして。

○戸田菊雄君 これは、いま質問している整備計画対象施設の単価表、これは必ずあとでその問題にぶつかってくる問題ですから、少しこまかく聞きたいんです。いま言ったように、一平米五万円当たりと、こういうと、大体建設中のものがこういうことになっているんでしょう。たとえば、日本原子力発電の東海第二発電所、これは茨城県那珂郡ですね、こういうふうに条件が全部違ってくるわけですから、十七基の建設予定が、それはやっぱり地域によって、まあそれは資材購入その他は一括やってしまふんでしょうけれども、しかし、いづれにしても、それ地方公共団体がやることですから、だから、資料にもあるように、これは市町村のヒヤリング、こういうものをもとにして平均単価を試算いたしました、こういうっているんですね。それは当然だと思ふんです。だから、地域条件によっていろいろ違うんですから、公共団体がやるんですから、政府が資材購入してやるというふうな問題じゃないですかね、全部まかせるとですかね、金だけやって。だから、この単価の見積りによつて、いまの各地方公共団体ばかりでなく、こういう施設の建設だって、これは実際は四割見当カットされているわけでしょう、実質的に、物価その他の値上げによって、地方公共団体全部契約の積み上げです。それでやっているんですから、二割ないし三割負担超過で出るんじゃないですか。だから、そういうことになる、こういう計画はあっても、現地としては作業は進まないという事態が、私は必ず発生してくると思ふんです。あるいは五カ所つくるものを抜いて、そうして三カ所に縮小していくとか、そういうことになれば、法律でいう周辺地域の環境整備というところになっていかないですか。単に現ナマをやるだけと、こういうことになつちゃう。国の方針というものが透徹をしないということになるんで

すね。だから、そういう意味合いで、地域的にこれひとつ教えてください。ここはどう考えますか。○説明員(小野雅文君) この単価表でございまして、普通の国の補助金の場合ですと、単価表等に基づきまして補助率等がきまってくるのだから、思いますが、今回の交付金では、総額だけきまつておりまして、その範囲内で、各市町村が自分のところの好きな単価でそれぞれの施設をつくることのできるわけでございます。したがって、ここにお出ししました単価表は、これに基づいて交付金の金額を計算するといったような内容でございまして、先生がどの程度の施設、金額で考えているかというふうな御質問でございまして、交付金の計算等にはほとんど関係してこないことになろうかと思ひます。

○戸田菊雄君 この電源開発、これは発電用施設周辺地域整備法案、この中で明確にこれは発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進いたします。それから「地域住民の福祉の向上」をはかります。「もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする」と、こういうことを明確にいっているんですから、それが予算上の問題でもってこういうものが全部一〇〇％完備されないというふうなことになるれば、この基本法にもそむくことになるわけですね。だから、もうすでに建設中の段階の中で、この法案が通れば、すぐ発効していくわけですね。で、十月一日からでしょう。実質的に金が落ちていくのはおそらく十二月。翌月分申告をして、徴収、十二月段階と、こういうことになりますから、その段階までに、こういうものが全部整備をされておかないと、それは交付するわけにもいかないでしょう。だから、その計画がまだこれ、いま市町村のヒヤリングをあれして持ってきている段階だから、ないのかも知れませんが、それはいつごろまでに全部整備できますか、これは。

○政府委員(岸田文武君) 交付金の額は、各発電

所予定地点ごとに、その予定されております発電施設の種類のないし規模を基準にして決定を見るものでございまして。各市町村といたしましては、その与えられた金額をもとに、それをいかにうまく使うかというところにつきまして、地元住民の意向も聞きながら、いわば多年の夢をどう具体化するかという作業を行なうことになるかと思つております。私どもは、その計画がまとまりますのを待ちまして、計画内容を審査をし、それに対応する交付金を交付するという段取りになるわけでございます。それまでの段階におきまして私どもも大いに勉強いたしますし、また地元の実情もよく聞きまして、適正な交付を行ないたい、こう考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 これは、法律上は明らかに特会計に入っていくわけですが、特会計の主務大臣としては内閣総理大臣と大蔵大臣と通産大臣、こういう主管になっているわけですね。そうしますと、その主管部面で、そういう交付に基づく立地計画、いま言った計画、これはもうすでに検討されていくべきじゃないかと思ふんです。これは大蔵省の主計官だと思ふんですが、大体そういう成案はできておるわけですか。入ってくる金も大体きまっているんですから、もうそれに基づいて、予定でいくなら十月一日以降施行ということになります。裏づけとしても実行形態がそういうことになっていきます。ということになるんですから、それはもうすでにあと四カ月くらいしかないので、それから、そういうものは全部できていくわけですね。だから、そういうものは全部できていくんじゃないかと思ふんですが、それはどうでしょう。

○政府委員(辻敏一君) 電源開発促進対策に要する経費をどういうふうに見込んだかということでございます。これも電源開発計画の見通しなり、所要の公共施設の整備費の見込みなりを基礎にいたしまして、平年度約三百億円というふうに算定をいたしましたわけでございます。その三百億円の内訳をいたしましては、ただいま御指摘の電源立地促進対策交付金を約二百四十億円、それ

から原子力発電安全対策等交付金につきまして約十億円、そのほか予備費等五十億円を見込みまして、約三百億円というふうに見込んだわけでございます。

そこで、どういうふうにして交付するかということでございますが、これは資料を御提出申し上げましたように、ただいま通産省からも御説明したとおりでございますけれども、施設所在市町村の交付金額につきましては、当該施設の出力、原子力、火力、水力の別に、種類ごとに主務大臣が定める出力当たりの単価を乗じて得られる金額ということにしたいと思つております。別途、頭打ちの額をこえる場合には、その頭打ちの額でとめるというふうにしたいと考えております。

○戸田菊雄君 そうすると、対象は火力と原発と、こういうことになるわけですね。水力は除くわけですね。

○政府委員(辻敏一君) 火力、原子力、それに水力を含むわけでございます。

○戸田菊雄君 資料でいきますと、水力開発といふものはないようです。ですから、火力と原発にいくのではないかと思ふんですが、まあ水力といつても、これは水力の場合は、湖底にあると、沈まるといふような場合、あととはもう公害対象となるようなものはあまり存在をしないと思ふんですが、そういうやつも予定されているのか。ほかの資料を見た理解では、それは水力関係は満ちた状況で開発の余地なしということだから、火力、原発に重点を置いてやっていくのではないかと、こう思つたんですが、それはどうですか。

○政府委員(岸田文武君) 水力は、日本固有の資源でございますし、また公害の面からもきれいな電力源として、私どももいたしましては、今後大いに力を入れて開発を進めていきたいと考えておる分野でございます。その意味におきまして、今回の提案申し上げました整備法におきまして、発電施設の対象といたしましては、火力、原子力

だけではなくて、水力も含めて助成をはからう、
こう考えておるところでございます。

お話の中にございました公害云々の話でござい
ますが、私も、やはりこれからの貴重な電力
資源をいかにして確保するかということが目的
でございまして、公害問題等については、別個の
法律によってそれぞれ責任を持って防止をはかる
と、こういう体系で理解をいたしておるところで
ございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、水力ということに
なつて、どのくらい計画があるんですか。具体的
に内容を説明していただきたい。

それから水力の周辺地域の環境整備という
おもしろいものが出てきますか。

○政府委員(岸田文武君) いま日本にございま
す発電所の能力は、合計しまして大体約七千万キ
ロワットでございますが、そのうち、水力の発電
施設が大体二千万キロワットを占めておるところ
でございます。今後の可能性につきましては、いろ
いろ試算をいたしておりますが、今後の包蔵水力
の見込みからいいますと、大体あと一千万キ
ロワットくらいは可能であろう、こう考えてお
ります。そのうち、特に昨年の石油危機以来、水力を
緊急に着工しようということで、私も計画を取
りまわしておりますが約五百万キロワットで
ございまして、これらについてはなるべく早く着
工し、また稼働に移るようにも配慮をしたい
と考えておるところでございます。で、それらの
水力発電所周辺におきましても、先ほど申し上
げておりますような、各般の施設の設置を応援
することによりまして、地元福祉に貢献をしたい、
こう考えておるところでございます。

○戸田菊雄君 これは主計官、具体的にはどうい
うものが対象になってきますか。交付の対象です
ね、水力の場合。

○政府委員(辻敏一君) ただいま通産省から答
え申し上げましたように、火力、原子力の場合と
基本的には同じだろうと思うわけでございます。
○戸田菊雄君 そうすると、湖底に埋没する各住

居を別用途地を確保して、そこへうちを建ててや
るとか、あるいはうちじゃなくて、公営施設の同
じ事業主体の内容のものを作ってやるとか、こう
いうことですか。大体いままでのケースですと、
水力でもってうちが埋没したところは、もうほと
んど自前方式でもって、一定の補償金でもってそ
れぞれ分散して、あるいは都会へ行つて販売をや
るとか、そういうふうなところになっていくんですね。
だから、水力発電所を設置したその周辺には、
全く当該住居人には関係のないという状況にな
つてしまふんじゃないでしょうか、結果的に。そこ
へまた、この隣接市町村あたりに住む人に対して、
五人か六人いるというのに対して公営施設をそ
こに持つていくとか、こういうふうになるん
ですか。

○政府委員(岸田文武君) いまお話の中に出てお
りました水没に伴う補償の問題は、いわば電気事
業者が当然の事業として、電気事業の事業者の負
担において実施すべきものと、こう考えておいま
す。これに對しまして、今回交付いたします交付
金は、発電所周辺における施設の整備を強める
というところでございまして、意味合いが違つてお
るわけでございます。現実には各水力発電所予定地
点を見ましても、やはりこれらの施設が欠けてお
る、何かほしいものだというような声が私どもの
耳にも聞こえておるところでございます。なおま
た、繰り返しになりますが、今回の措置は、公害
に対する対応策というふうなことは意味合いが
違つて考えておるところをあらためて御理解をいた
だきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これは二百四十億が配分の対象に
なるわけですから、これは対象地域その他はほ
きりしておるわけでしょうか。していないとすれ
ば、それはいつごろまで策定をされるわけですか。

○政府委員(辻敏一君) 二百四十億の計算の根拠
でございますけれども、これは原子力発電の百万
キロワットの立地促進のために要する経費を一応
モデルケースといたしまして、一キロワット三百
円と想定をいたしたわけでございます。それを基

礎といたしまして、隣接市町村に交付する分を含
めまして、水力、火力、原子力というふうな計算
をいたしますと、一キロワット当たり四百二十五
円という単価になってまいります。それに対して
して新規開発の所要電気出力六千七百キロワッ
ト、これを掛けまして、頭打ち率を乗じまして約
二百四十億円というふうな積算したわけでござ
います。その六千七百キロワットの中には、水力
の分といたしまして千七百キロワットを見込ん
でいるわけでございます。

○戸田菊雄君 そこで、お伺いするんですけれど
も、目的税の創設そのものについて、どうも私は
疑問を持っています。これまでも、これは今
国会の衆議院の大蔵委員会の議事録ですけれど
も、四十九年五月十五日、わが党の阿部委員の質
問に対して、大臣が答えられているわけですが、
どうも、こういうことですね。「福田大蔵大臣は、兩
法案の趣旨説明に対する質疑に際して、これは特
例中の特例、こう述べられた。私はこの理由に立
つてこれは述べられたんだと理解しておるのであ
ります。」云々、こうなっているんですが、それ
に対して大臣は、「国の財政は一般会計において總合
的に表示する、これが基本である、」ですから、
前段の質問内容にいう「特例中の特例」だと、こ
ういうことになるんだらうと思ふんですが、そう
いうお答えを大臣がやっております。

それから、これは参議院の予算委員会の第二分
科会で、多田委員の質問に答へまして、大臣はこ
ういうことを言っておられますね。「今回の会社臨
時特別税による収入は、これは一般財源として国
庫が収納するわけでありまして、これを目的税とし
ておらないのであります。したがって、そういう
目的税的な使用をするというところは妥当ではな
い、」こういうお答えで、これは会社臨時特別税
の問題で、多田委員に対してそういうお答えを
やっております。

それからもう一つは、主税局長が、衆議院の大
蔵委員会ですが、自民党の村岡委員の、目的税は
けしからぬじゃないかという意味の質問に対して

こういう答弁をしておる。「税としてやや硬直化す
るといふ難点があるわけでございまして。国の歳出
は、本来、もろもろの財政需要を全般的なまた統
一的な見地から見まして優先度を判断して、適正
効率的に資源配分をする」云々、こういうことを
明確に言っておられる。等々の、もう一カ所あつ
たんですけれども、ちょっといま見えませんが、
これらを総合判断いたしますと、いずれにしても
目的税というものを財政全般に取り入れていくと
いうことになる、これは財政の硬直化を招来し
て好ましくないんだという立場から、今日まで大
蔵省としてはそういう目的税の創設それ自体に反
対してきた態度があつたと思う。それを急遽今回
に限つて目的税の創設に踏み切つたのは、大蔵省
当局自体としての方針転換なのか、その辺の見解
をまず大蔵大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 財政は総合的に管理
し、総合的に運営しなければならぬという考え
方についてはいささかもこれは変わるところはな
いのであります。ところが、石油ショックに見ら
れるように、原子力依存の発電体制に早く移らな
ければならぬ。ところが、もろもろの企画が大
かた行き詰まっております。こういう状態であり
ます。そこで、これは石油ショックという事態は、戦前、
戦後を通じて最も深刻な事態であります。そ
ういふ事態に対処しまして、どうして原子力依存
体制をつくり上げるか。これは非常の措置をとる
ほかはない、こういうので、異例ではありますけれ
ども、こういう措置をとった、こういうことであ
ります。

○戸田菊雄君 今後やはりこういった税目設定を
幾つか考えられておるわけでしょうか。たとえば
この目的税が今回こういうことでやられるという
ことになる、私は、瀬戸内海が非常に海水汚濁
で困つておる、地域的にこれを浄化していかな
ければならないということになった場合に、それも
一つ目的税を創設して海水浄化方式をはかつて
いこうとか、幾らでも条件というものは無数に出
てくると思ふんです。そういう方向にいくことなん

でしようか。そういう方向でないとするならば、何かの歯どめでもやっておく必要があるのじゃないか。

もう一つは、税体系全般からいっても、制度上から見ても、私はあまり芳しい状況ではないんじゃないか、こういうふうに見えるんですけれども、この辺の見解も含めてひとつ伺いたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の立法は、これは例外中の例外というふうにお考えくださっていいと思います。政府は、これをもつて断じて前例といたしません。こういうことをしばしば申し上げておるわけでありまして、瀬戸内海の問題、そういう問題につきましては、これは特別の対策をとる必要があるのですが、これは特別会計でありますとか、目的税でありますとか、そういう方法はとりません。これは今回の措置は、石油ショックという非常な事態にかんがみまして、これは国家存立という少し大げさかもしれませんが、けれども、とにかく早急に原子力依存の電源開発体制を整えなければならぬという緊急な国家的目的に即しまして、異例な措置であるけれども、それを採用せざるを得なかったと、こういうことであります。これは前例とするべきものじゃないと、かたく考えております。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、かりに私は百歩譲って、この四十九年予算全体見まして、十四兆円見当の税金見積りも収入があるわけですね。これから、もしそういう必要性があるとすれば、一部出していい、私の計算でいきますと○・〇七%、予算総体のうち平年度三百億という金はですね。だから、いまの財源規模からいけば、私は当然その辺、もし税目を設定しなくてもできる相談ではないだろうか、こういうふうにとつて考えるんですけれども、その辺は全体見てどうでしょう。おそらくこれは、私は大蔵大臣としてはあまり賛成した法案ではないんじゃないかと思うんです。田中総理のいわば電源開発があまりうまくいってないんだから、独特の、いわば金をつかまして、地方公共団体を少し喜ばして、それ

でひとつ鎮静化していこうといったような考えではないかと思うんですけれども、それを税体系全般に及ぼしてまで、そういうふうなことで踏み切らざるを得ないという、こういう状態はあまり芳しいことではないんじゃないかと思うんですが、大臣の見解をひとつ伺います。

○国務大臣(福田赳夫君) 当初は、四十九年度予算でも、その編成の過程で一般財源でやろうかと考えた時期もあるんです。その編成の過程で石油ショックが起こつてきておる。ああこれはたいへんだというところで、方針転換をいたしました。特別会計、目的税と、こういうことにいたしましたわけでございます。まあ、財源からいえば、百億円の財源が調達できないと、こういうことはないわけですが、それは四十九年度のことであります。これはこれからかなり長きにわたつてそういう問題が起こる。それに対して安定的な財源を整える必要がある、こういうふうにかんがえたわけでありまして、

○戸田菊雄君 たとえば防衛庁の——これは予算説明書三ページにございますけれども、その内容を見ましても、基地周辺の整備法に基づいてやられることは、今年度予算でもおおよそ五百億近いものを一般会計から出して処置をしているわけですね。だから、そういう方式があるんですからね。だから、いま言ったように、片方であまり芳しくない税を設定しているんだというなら、やっぱりいま大臣が指摘されたように、一般財源の中で処理をしていくというように、それがあっていいんではないかと思うんですが、その政策の個々々々によって全部変わってくるということでは、国策の統一、一元化方式からいっても、私はあまり芳しい方式じゃないんじゃないか。だから、周辺地域の整備法は、それに基づいて一般財源でやっておられるんですから、そういうことでは、私は百歩譲って、一番好ましい方式じゃないだろうか、こういうふうにかんがえるんですけれどもね。

○国務大臣(福田赳夫君) これはどこまでも電源開発、特に原子力発電所の増設が緊要になっておると、こういう御理解の上でないと、まあ御納得願

えないんじゃないか、そういうふうに思うんです。かつて道路が非常に重大問題だったというときにガソリン税を設けた。それと同じような考え方のごいいます。より緊切な問題である、こういうふうなとらえ方をいたしておるわけでございます。

○戸田菊雄君 その大臣が指摘されたガソリン税とか、それから地方道路譲与税、あるいは自動車重量税ですね、これは確かに目的税に匹敵するものかもしれないけれども、内容は私は違ふと思うんです。これはやっぱり一回国がそういうことを制度化して、それでこれを地方公共団体に交付をする、そして使用制限を課すはめてやっている、ということですから。今度の促進税は、少なくともストリートで国が持つて、そして使用制限をして公共団体に課する。こういうことで、それから、そういう意味合いにおいては若干違ふんじゃないだろうか。

もう一つは、地方財政法の十一条ないし十二条だと思ひますが、国が全額負担するもの、一部負担するもの、この内容が数項目ありますけれども、その関係の内容のどういふものに該当するのかで、その、その辺の見解についてもひとつ教えていただきたいと思ひますがね。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、ガソリン税の場合と形は多少違ひますが、今回は、この電源開発が非常な緊要な問題であるから、これはどうしてもきわめて安定した財源体系を整えていく必要がある、ということからこういう措置をとつたわけですね。他の地方に対する交付金、いろいろありますけれども、それにつきましてはいろいろ若干の違ひがあります。ありますが、今回とにかく発電所を増設しなければならぬ、これは非常な緊要な国家的課題になっておると、こういうところから、最も安定した財源体系を整える、こういう形をとる、こういう御理解をお願いいたします。

○戸田菊雄君 地方財政法の関係はどうでしょう。

○政府委員(辻敏一君) 今回の交付金は、地方財

政法で申しますと、第十六条の、「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に對して、補助金を交付することができる。」「この規定による補助金であると考えております。

○戸田菊雄君 十一条、十二条等ではなくて、十六条ということですね。そういうことで該当する。そのことは、地方自治法等からいって、地方自治に何か、金がもたらえるのですからね、非常に分取り合ひとかなんか、そういう状況になつてこないのかどうかですね。地方自治法を侵害している、そういうようなことはないと思ひますけれども、そういう危惧は生じてきませんか。

それからもう一つは大臣に、直間比率のバランス体制をとらなくちゃいけないということ、いままで主張されてきたことですが、現行も一貫してこれは七対三。特例中の特例だということから、目的税をもつと増設をしていくというふうなことは、おそろく考えておらないでしょう。もしそういう関係で、これは間接税ですから、そうしますと、直間比率のバランス体制にもひとつ寄与することになるのじゃないか。間接税増徴体制でいくとすれば、結果的に終着駅は売り上げ税あたりまでいってしまわなければいけないのじゃないかというふうな危惧もあるわけですね。その辺の税制、増徴体制の全般の状況からいって、この促進税の役割といたしまして、そういうものをどういふふうにお考えになっておるか、見解として。

○国務大臣(福田赳夫君) これは税制体系の中でどんな役割を与えるかというところまでの深い体系論からこの税を考へておりません。これはどこまでも、電源開発が非常に緊要である、そのための施策としてどういふふうな形がいいかと、そういう見解から発しておる、そういう御理解をお願いいたします。

○戸田菊雄君 そうしますと、直間比率のバランス体制というものは別途考へていく、こういうことですね。

○國務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 それで、問題は、いずれの場合でも、自動車重量税が一昨年創設をされまして、昨年、今次国会でまたこれは値上げですね。そういうことになった。これもおそろくずつと進行していきますと、当該発電所の設置

個所がほとんど進行していくことになる、やはり一定の財源方式では、私は間に合わない、となつてくると思ひますね。あるいは経済動向によつて各種資材等が上がっていくと、私はやはりもつと間に合ふなと思ひます。そういうことになりまると、途中で、将来二年後か三年後にまた増徴体制をとつてこなければいけない、こういうことになりまます。そういうことになりまますと、これは結果的には料金にはね返つてくると思ひますね。そういうことになつて、片や七カ年計画の中でまた一方では電気料金を上げる。同じように税目、この目的税によつてまた上がつてくるというやうなことになるけれども、そういう心配というものは前途非常に存在をされているのじゃないかと思ひますが、この辺の措置はどういう考へでやつていかれますか。

○國務大臣(福田赳夫君) この仕組みが料金と深い関係がある、これはそのとおりであらうと思ひます。ただ料金が家計を圧迫するとか、あるいは大衆課税になるとか、そういう問題については特別の配慮をしなければならぬ、それは料金体系をどうするかという問題に返つてくるのだから、こういうふうに思ひます。

○戸田菊雄君 今回の五七%に近い電気料金の値上げで、政府試算では〇・四%程度の物価はね返りだろ、こういうやうなことをおしやられていますが、しかし、別な学者とかなんかは、約四%というのがね返つてくるのじゃないか、消費者物価その他の押し上げに影響している、こういうことをいわれておりますが、やはりそういう意味からいくと、料金が引き上がるということは、一方において利用者の重税感に通じていく、さらに

この消費者物価の押し上げに一定の役割りを果たしていく、こういうことになると思ひますね。その辺の調整が非常に私は大事じゃないかと思ひますけれども、その辺は前途どの辺までがこの現行体制でいけるという見通しですね、それを大臣お持ちでしたらひとつ。

○政府委員(津田文武君) 今回の料金改定は、全部を平均いたしますと、五六・八%の値上げでございます。ただし電灯と電力とに分けてみますと、電灯は三〇%を切つておるわけでございます。これによるはね返りにつきましては、経済企画庁等でもいろいろと試算をしていただいておりますが、従来の家庭の電力消費、これが家計に占める比率が大体一・八%ないし一・九%でございます。これに對して今回の値上げ率を乗じましても、家計に對するはね返りは〇・五%ないし〇・六%程度であると推定をいたしております。また産業用に対する値上げ率はかなり高かつたわけでございますが、工業生産のコストの中で電力費の割合が約一%程度でございます。これに對する間接的な影響もあわせ考へてみましても、卸売り物価に對する影響度は一%前後ではないか、こう考へておるところでございます。

先ほど来これらの電源開発が進んでいけば、それだけのコスト増が料金にはね返るんではないかというお話ございましたが、私どもとしては、これから発電所をつくつてまいりますのは、いわば需要が増大をするということに見合つて建設を進めていくわけでございます。したがいましめて、発電所が建設されて稼働に移るといふことになりまますと、それに見合ひ、逆に需要があるといふことに結びつくわけでございます。この需要に對して所定の料金をいただけば、これは直接的にはその料金にはね返らずに済ませることができるとはでないか、こう考へておるところでございます。参考までに、従来毎年電力会社はかなりの額の設備投資をしてまいつてきましたこと、先ほど来の御指摘のとおりでございますが、そのような膨大な設備投資をしながら、電力会社としては

一方で合理化を進めまして、十年、中には二十年も電力料金を据え置いてきたといふやうな実績も御参考にしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それからこの特会計制度設定についてですけれども、いろいろと説明も受けたのですけれども、現行四十二くらいある、こういう話

ふえてくるわけですね、財政法上はことさらにこれは問題はないわけですね、あまりにも多過ぎてきているやうな状況ですね。経済動向その他が非常に拡大化して、変化しているのだからといへばそういうことですけれども、何かこう、制度設定というの特会計に持つていっちゃ、こういうふうなことですね。はなはだしきは、公立病院等の独算制体制の特会計をつつたという、これはまあ病人の医療その他についてまで自前方式でやつていけといふことはちよつと酷だと思ひますけれども、そういうことで特会計がどんどんどんどんどんつくられてきている。だから、あまり多過ぎるのじゃないかと思ひます。だから、あまり多い意味合では、私は、やはり特別会計制度といふものはもうこの辺で、限界を引いて、今後はやはり規制していくべきだ、こういうふうな考へるのですが、この辺はどうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) それは私もそう思ひます。ですから、これは特例中の特例だと、こういうふうな、これまた申し上げているわけなんです、やはりこの電源開発ということが非常に重大な国の課題になつてくる。これに對して安定した財源を整えて、安定した対策を講ずる財政上の仕組みをつくつていく必要がある。そういうことから特別会計に踏み切つた。しかし特別会計が四十幾つもある、これは決して少ないという状態ではありませぬ。これはまあできる限り特別会計というやうな行き方は避けていきたい。しかし、今回の電源開発問題だけは、これは非常に大きな国家的課題でありますので、特例としてやつていきたい、こういうふうな考へていられるわけでございます。

○戸田菊雄君 それからこの税制の簡素化という問題について、この内容をずっと見てまいりますと、罰則規定があるわけですね。あるいは質問検査権ですね。こういうものがあるのですけれども、これは各税目制度を見ましても、必ずこういうものが挿入されているのです。だから、体系上は法律のどこかで一カ所入れておけば、各種税目に適用しますよといふことで、簡素化してもいいのじゃないかと思ひますが、それでなくてさ、税法というものは非常に砂利をかむやうに、一般国民にはなかなかわからないといふ、そういう難点があるわけですから、各税目ごとに創設をして、制度ごとに全部きつとやつていける。そういう関係がどうかかわりませぬけれども、非常にこの検査質問体制については、まさに犯罪視した角度で現実にはやられていゐるのです。こういうものを各税目ごとにやつておられるから、そういうことも通じてくるのかも知れませぬ。あるいはまた税務署ごとに一つのノルマを設定して、これだけは絶対あげると、こうなるから、いろいろなそういう競争心があるからだと思ひます。すけれども、その辺の制度上の簡素化についてはこれは主税局長どういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のやうに、現在質問検査権等の規定が各税法に規定されていることは非常に問題でございます。そこで、かつて昭和三十六年に国税通則法というものが制定されましたが、その際に、国税通則法をつくるべきであるという税制調査会の答申におきましても、それが統一的にそういうやうな法律の中に規定をして、各税法に掲げるのをやめてはどうかといふことの提案があり、私もそれといたしましても相当慎重にかつ真剣に検討をいたしたわけでございます。しかしながら、その検討の結果、やはり従来からの各税法におきましますところの規定のしかたが、質問検査の相手方がどういふ方であるかといふことであるとか、調査の方法といふことにもよりますので、現行規定が微妙に差異があるわけでございます。そこで、それを統一的に規定をいた

すということになりますと、税目によつては必ずしも必要のないところまで検査ができるような規定になつてしまふようなこともありまして、当時、各方面の御意見の中に、質問検査権の統一規定を置くということは、ある意味において質問検査権を強化しようとする意図を持っているのではないかと、いろいろの疑念を招くに至りまして、御存じのように国税通則法の案を立てます過程におきまして非常に問題点となつた経過がございます。

そこで、通則法は他にもいろいろの点を改善する趣旨で設けられました関係上、この点につきましてはなお今後に譲るといふことで、質問検査権の規定を統一しないままで、今日に至つておるわけでございます。しかし、私どもといたしましては、まさにただいま御指摘のような点もあるわけでございますので、今後引き続き長期の課題として検討してまいりたいと思つております。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、電気税との関連でお伺いしたいんですけれども、今回これは、地方行政関係でけれども、従来千二百円、これが二千円にアップをして、それでそれをこえたものについては六％が五％、こういうことになつたわけですが、これは本来入場税とか、そういうものと同じ性格のもので、戦中にこれは設定をされたものなんです。あくまでも戦費調達に土台ですから、そういう意味合いにおいては、この入場税等々含めて、もうすでに意義は喪失をしたといふふうにはわれわれは理解するわけです。道路をつくるために約九つぐらゐの税金がずつとつられておる。今度電気関係も、電気税がつくられ、今度はこの促進税がつくられ、料金が上げられるといふことですね。国民に対して集中的に各般の問題で増徴体制がしかれる。非常に私にはいへんじやないかと思うのです。だから、そういう意味合いにおいては、やはり時代の進展にに応じて切り捨てるものは切り捨てる、こういうことがあつてもいいんじゃないか。いや、それはそう言つたつて、電気税収入は総体で一千億をちょっとこえるといふのだから、この財源は必要だといふ財務当局の

考えはわからないわけじゃないけれども、国民にとつたら私はたいへんだと思うのです。それであつてさ、一般の税金で重税感が多いんですから、そういう面の両者の整理というものをもう少し配慮されてもいいんじゃないだろうか、こういうふうには考えるんですけれども、この辺はどう判断をされておられますか。

○政府委員（高木文雄君） 電気税の問題は、自治省所管の問題でございますので、私からお答え申し上げますが、従来、税制調査会においてもいろいろ議論がございまして、若干御参考までに申し上げておきたいと思ひますが、これについては全く相対立する二つの意見がございまして、電気のような生活必需品のものについて、消費者に課税をするといふことについて適当でないという意見があることは申すまでもございせんが、一方におきましても、電気の使用の状態というものは、ある程度所得の状態を証明するといふんです。対応関係にあるといふところから、たまたま電気料金を課税標準とはいはしてございせんけれども、ある意味において担税力を推定し得るものであるといふところから、地方におきましますところの一般財源の調達と申しますか、そういうために一つの技術として、電気料金を基準とするという方式はなかなか捨てがたいという意見があるわけでございます。

で、今回は、この促進税との関係におきましては、特に電気税に触れるところがないわけでございますが、御存じのように、最近のように、料金の値上げに伴ひまして、いわば一種の自然増収のような形の収入がふえるといふことに非常に問題がございまして、先般来政府内での打ち合わせでは、免税点を引き上げ、また税率についても引き下げるといふ方向で、著しい自然増収が生じ、逆にいえば、消費者の方々の負担がふえるといふことが極度に起こりませんように配慮することにしておるわけでございますが、ただいま戸田委員から御指摘になりました、この税そのものを将来

に向かつて廃止のほうに向かうべきかどうかといふことについては、やはり非常に議論があるところでございます。にわかには判断をいたしたくないというのが現状ではなからうかと思つております。

○戸田菊雄君 それから罰則関係でけれども、ちよつと懲役三年ないし百万円、こういうことになつてゐるのです。その理由は、拒み、妨害、忌避、こういう関係になつてゐるのです。私は妨害と忌避の場合はこれは問題になるだらうと思ふのですが、検査の拒みの範囲については非常に抽象的で、一方的な判断に、これは検査するほうも、税務当局もそういうことになつてくるのじゃないかと思ふのですけれども、これは各税法ともそういうことになつてゐるから、それをバランス上やつたといふことになるかもしれせんけれども、もう少し科学的な論拠に基づいて、一定の金額ないし懲役体制といふものをとつてみてはどうかというふうには考えるのですけれども、この辺はどうも一貫して従来ものを踏襲して、バランス上法制化していく、こういうきらいなしとしないのじゃないかと思ふのですけれども、そういう点については、今後改善の考えといふものはございせんか。

○政府委員（高木文雄君） 罰則規定につきましては、これはある意味では税法の関連する罰則でございますから、私どもの責任でございまして同時に、ある意味におきましては刑事罰でございますので、法務省と申しますか、刑事法担当者の問題でございます。ただいまおっしゃいましたように、今回の罰則規定は、各税法の例になつたといふだけでございまして、在来から罰則規定のあり方については、なお今後検討すべきものが残つておるといふふうには私も思つておるわけでございますが、何ぶん税法だけでなく、行政法規全体を通じて、ある種のバランスといひますか、横流れの関係で規定されておる関係もございまして、いずれおろしを見て、そういう基本的な検討が必要な時期がまいらうかと思ひますけれども、

現段階においては、他の法令の例に従うということとで御了解をお願いしたいと思います。

○戸田菊雄君 これは各税法に關係してゐる問題ですから、一挙にといつても私もいいかと思ひます。これは総合的な検討の上に立つてということになりますけれども、ただ、あつた場合でも、新制度を設定するときには、バランス上でやつてこられますから、そういうことのないように、私はそういう機会を通じて総合的に検討していただいてしかるべき問題ではないか、こういうふうな考へておるわけで、その点はひとつ要望として申し上げておきたいと思ひます。もちろん罰則について三年以下とか、あるいは百万円以下とかといふことがありますが、これは上限の制限であつて、内容には相当幅があつてやられるわけですからそれはけっこうなんです。そういう面に対してはいろいろつくられておるのしょうね、これに該当する罰則等については。

○政府委員（高木文雄君） 御趣旨が明らかでございますが、この罰則の適用はやはり裁判を通じて決定するわけでございますので、私どもといたしましては、罰則に該当するような事業がございまして場合に、検査当局のほうに告発するかどうかという問題はありますけれども、量刑の問題は、私どもとしては実はかかわらないわけでございます。

○戸田菊雄君 それから、資料をいろいろいただいたのですけれども、定額制の電灯の場合、いま一家庭平均どのくらい使われて、料金としてどのくらいになつておるのか。そのうち税金分はどのくらい含まれてゐるのか、その内容についてひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員（岸田文武君） 一般の家庭におきましては、普通の形態でございまして、従量制によつて契約をしていただいておりますので、定額制はむしろ一般家庭においては例外でございます。定額制の中身は、電力各社によつていろいろ違ひますが、おもな需要先といたしましては、

公衆街路灯であるとか、あるいは倉庫などがおもな需要でございまして、そのほかに若干の家庭が含まれておる、こういう構成かと理解しておるわけでございます。

○戸田菊雄君 この間の説明ではおおむね百四十キロ見当、それで二千四百八円見当、その中で税分として六円見当を包括をしている、こういうこととですね。しかし、これから生活上ということとで電源開発その他の目的を置いておるわけですから、この消費状況というものはもっとふえていくと思ひますね、私は。したがって、税も自動的に引き上げをされる、こういうことになっていくと思ひますが、この五十七年の基本計画が進行した暁に、どの程度まで上昇見込みといたしますか、水準向上の目安というものが考えられておるのか、そのときにどのくらいの税金が包括をされていくのか、その辺をひとつ教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、資料としていただきました電力使用状況、私の理解ではいま事業所、この数が全体的に九十四万事業所くらいある、そういう中で、電力消費の割合は、数は少ないけれども大口使用、そういうものが非常に高まってくると思ひますが、これは今後の産業構造ともいろいろ関係してくる問題ですけれども、そういう意味合いにおいて、どのくらいの大口需要の部面で上昇していくのか、そういう使用の方向と、それからそれに伴う納税額の割合というものはどの程度になつておるのか、七つくらいに分類をされておるようですが、その中身についてひとつ説明していただきたい。

○政府委員(岸田文武君) いまのお話は、家庭用の伸びと、産業用の伸びに分けてそれぞれ御質問があつたと思ひますので、その順序に従つて今後の予想ないし見通しについて御説明をいたしたいと思ひます。

まず、家庭用の電力消費でございしますが、従来実績を見ますと、昭和四十一年度から四十七年度、この間における平均の伸び率は、年当たり一

二・八%でございします。これは同じ期間における産業用の電力の伸び一〇・九%より若干上回つておるといふ実績になつております。

今後の見通しでございしますが、家庭におきまして、今回の石油危機及びそれに伴う電力の使用制限を通じまして、かなりの程度使用の合理化をしようというような雰囲気が出てまいつておりますし、またそのことは、電力の使用実績の数字にも私ども読み取れるわけでございします。しかしながら、長期的に見た場合、これからの国民生活の向上に際しまして、やはりある程度の電灯需要の伸びというものは当然予想できると思つております。私どもの試算といたしましては、四十七年度から五十三年度、この間における伸び率は年平均九・二%程度であらうかと思つております。これも産業用の伸びよりはやや高い水準になるわけでございします。家庭用の伸びの内容についても私どもいろいろのデータを見ておりますが、ここに数年はカラーテレビの伸びが非常に主力になつておりまして、ごく最近ではルームクーラーの普及というものが、家庭用の電力需要の伸びの一番大きな要因になつておりますし、なおまた電気冷蔵庫なり、あるいは電子レンジの普及といったものも最近の特色としてあげることができると思つております。

先ほどのお話にもございましたように、いま家庭において使用しております電力量は、月当たり大体百四十キロワットアワーでございまして、それを前提にして試算をいたしますと、大体六円見当といふことは御指摘のとおりでございしますが、この電力消費量なり、あるいはそれに際して出てまいります家庭用から上がります電源開発促進税の税率、これは先ほど申し上げましたような伸び率にはほぼ比例をしながら今後増大をしていくであろうと、こう思つておるところでございします。

他方、産業活動につきましては、先ほど数字の中にも若干触れましたが、従来の四十一年ないし四十七年の実績で一〇・九%、これが今後の見通しとしまして四十七年度から五十三年度まで、こ

れが八・三%。従来から比べますと、やはりある程度の低下を見込みながら、国民生活の向上に際するような産業活動を維持するためには、この前後の需要増というものが見込めるかと思つております。

産業用から上がります電源開発促進税につきましても、大体この数字を頭に置ながら試算をすることができるとはなからい、こう考へておるところでございします。

○委員長(土屋義彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、玉置猛夫君、中西一郎君、船田謙君、竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として、米田正文君、稲嶺一郎君、黒住忠行君、辻一彦君が選任されました。

午後五時二十七分休憩

午後七時三十分開会

○委員長(土屋義彦君) これより大蔵委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。

本日、山崎五郎君、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として中村登美君、木村睦男君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 休憩前に引き続き、電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案。

以上二法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 大臣に質問したいのですけれども、従来の慣行ですと、すべて新制度新設なり、あるいは税改善、各般の問題について、やはり手

続上としては、すべて税調を通過して、それで国会に上程その他してきたのです。今回はすべてそういう従来の慣行手続をカットしちゃつて、そして一挙に政府提案で持つてこられた。これはやっぱ法律上は、私は別にそういうことで、こういうものは税調にかけたりやらないとかなんかないというのではないけれども、従来の慣行をまるっきり無視をしちゃつた点については、一つはやっぱり税調の構成に対して非常に侮蔑したことになるのではないかと、それからやはり従来の慣行からいけば、そういう手続をとつておつたのですから、重みというか権威というか、そういう意味合いにおいても若干薄いような感じがしますけれども、こういう問題は、今後ともそういうことで、例外ならばやつてもいいというふうなことになるのか、やはり制度としてそういう諸問が政府からあつて手続上やつてきたのですから、そういうことではないのか、その辺見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 政府としては、税調に諮問をするという従来の考え方は、これはもう堅持すべきものと考へております。これにいささかの変りもございせん。

ただ、今回の場合は、この発想があつた徹夜、徹夜の予算編成の作業の過程で生まれたと、こういう特殊な事情がありまして、税調へ諮問するといふまがなかつたんです。まことにこれは遺憾なことでありましたが、これをもちつて前例とはいはさないといふふうにかたく考へておりますので、ひとつ御理解賜りたいと思ひます。

○戸田菊雄君 まあ、わかりましたけれども、ぜひやっぱそういう手続は尊重してやつていただきたいと思ひます。

それから今回のこの促進税の目的ははつきりしているわけですが、その税の大前提からいって、いわば社会政策上、あるいは経済政策上、あるいは人口政策上、各般の税制制度上の目的というものは大綱、原則はきまつておる。そういうものに順応して、いままです新創設あるいは制度の

改善、こういうことをやってきたと思うんですね。今回は明らかにどういう政策目的——これは政策目的だと思ふんですけれども、そういうことの理解でよろしくございませうか。

○国務大臣(福田赳夫) 今回は、これは財政の総合管理、それから見ると例外でございしますが、これはエネルギー政策が非常に重要になってきた。ことに原子力発電への依存という度合いがきわめて高い。そういうことで、原子力発電その他電源開発に対して安定した財源を確保し、また安定した仕組みをつくっておきたい、こういうことから、例外的な措置をとったわけです。これを前例とはいえないと、こういう考え方でございします。

○戸田菊雄君 この税の大前提の目的からいけば、かりにいま政策目的でもって新創設をしたと、こういうことになるか、やっぱり内容としては、どうしてもひっかかってくるのは納税者の負担能力ですね。こういうものを無視した新制度設定というのは私はまずいと思うのです。自動車関係税九つありますけれども、これはいま自動車は、産業自体としてはそのことで非常に高成長産業ですから、企業自体としては相当もうかる。しかし、利用する者について、それは道路もつくらなくちゃいけないことは、それはわかります。しかし、そういうものと比較して、一般のサラリーマンのマイカー等を持っている場合には、私は相当な負担になっているのじゃないか。

それからやっぱり、いまの電気料金をはじめ、すべてそういうものについて全体を見た場合に、いまの国民の経済状況からいって、はたして負担能力があるかというのかどうかですね。これは少なくともよく最近勤労者の場合に百五十万、これは上がった。われわれとしては二百三十五万までしなさいと言っていますけれども、内容はいろいろ控除体制はありますけれども、百五十万の平均体制で、それ以下は生活に食い込むからということになる、こういう状況であります。国民所得の全体平均からいけば、これは地域的に

も相当違うんですけれども、百五十万まで、平均体制以下というものが、これは労働省統計でも約五〇%を占めているのです。そのくらい日本の国民というものは低所得者層によって構成されている。そういうところにどんな政策目的でもって、負担能力にかかわらずやられていくというところについては、私は非常に問題じゃないだろうか。ことに通産省の資料によりますとも、一般家庭の、それは三千六百万世帯ですからね。かりに百四十キロ平均にいった場合でも、二千円見当でこれ全体を負担する。それが一番大きいですよ、やっぱり。大口需要その他からいっても、これは事業世帯からいって、数は少ないですが、すべての負担税制というものが国民に賦課体制をとっていくということについて、相当私は根本的に考え直す時期ではないだろうかという気がするんでありますけれども、この点大臣どうお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫) 本税につきましては納税者は電気事業者ですからこれは負担能力がないとは言えない。ただ問題は、電気料金にそれがつなかりを持ってくるので、その電気料金体系をどういうふうにするか、これは体系を考へる場合におきまして、なるべく大衆負担にならないようにという配慮をしておるわけでありまして、これは先刻る通産省のほうから御説明したとおりです。

十分それは政府といたしまして総合的に考えておると、こういうふうに御理解願います。

○戸田菊雄君 まあ確かに大臣がおっしゃられるように、税金を納めるのは九電をはじめ沖繩を含めて、それは電力会社です。しかし、さっきもちょっと意見を出したように、それは全部料金という土台によってやられているわけですから、だから結局、私は間接的な意味を持っている間接税、こういうことになってくると思うんです。だから、そういうことでどうしてもこういう税金を取れば料金にはね返ってくる。これは大臣もお認めになつておられる。この間、税調の木下参考人も

来ていただいて見解を聞きましてけれども、やはりどうしてもこれは料金にかぶさっていきまうと、そういう点では一致しているわけです。だからそこへいこうと思ひます。だから、そういう面についての負担、あるいは税金の大前提である公平感、こういうものからいっても、私はあまりかんばしい制度設定ではないんじゃないか。こういうように考えますし、いままでいろいろと大臣の答弁で趣旨のどこにあるかはわかりましたけれども、ぜひひとつ今後はそういうことのないように、十分配慮をしていただきたいというふうに考えるわけでありませう。

そこで若干こまかいことになりまうけれども、先ほど通産省にお伺いしたように、大体いまの平均三千六百万世帯については免税と、税金、この徴収は法律でまいると電力会社の住所地、そこで一括することになるわけですね。そうですね。

○政府委員(高本文雄君) これは四条によりまして「電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする」ということになっておりますので、原則として本店所在地で一括して納めていただくということになります。

○戸田菊雄君 そうしますと、たとえばこういうのが振りかえ供給というのかわかりませんが、東北電力会社で一定の余剰電力があつて、それを関東方面に供給している、そういうものについて振りかえ供給ということになるのかどうかかわかりませんが、その振りかえ供給については第二条、二十五条一項にかかわる、こういうことがあるんですが、この供給したものについては、これもやっぱり住所所地原電の電力会社、そこで全部操作するわけですか。

○政府委員(高本文雄君) 振りかえ供給の場合には、結局供給を受けて販売したほうの電気事業者が負担をし、納付をするということになります。○戸田菊雄君 それから一般電気事業者のみならず使用した電気、こういうものには大体どういうのが含まれておりますか。

○政府委員(高本文雄君) 発電所で、みずから使用する電気はいろいろございませうけれども、たとえば事務用に使うとかいろいろなことがあるわけですが、この課税対象外と考へておりますのは、発電のために直接使用したもので、電力会社が除外するということでありまして、電力会社が使用したものは、やはり課税対象として考へるといふふうに定められております。

〔委員長退席、理事藤田正明君着席〕
○戸田菊雄君 それから、第六条でございしますが、いわゆるこの税率の問題で、販売電気キロワット八十五円、この計算方式についてちょっと考えていただきたいと思ひます。

○政府委員(高本文雄君) これは昨日でございしたか、お答えいたしました。結局、むしろ逆算的に算出したものであるというふうに御理解いただいたほうがよろしいかと思ひます。四十九年度ベースで申しまして、大体このためには三百億くらいの金が平年度計算で必要であるという前提に立ちました。そして現在の全国の販売電気数量で割つた、そういたしますと、大体八十五円になるという関係でございします。現在四十九年度の販売電力量が三千五百六十億キロワットアワーでございしました。これをキロワットアワーにつき八十五円、逆に申しますと一キロワットアワー八錢五厘というので、その八錢五厘にいまのキロワットアワーを乗じていただきますと、三百三億になるわけでございます。

一方、この三百億というのはどういう計算かというところは、これはむしろ歳出需要の見込み額から算出したというところでございします。まさに一定の歳出目的のための目的税でございします。その目的に必要とする額をもって税率を算出したという形でございします。

○戸田菊雄君 時間の関係もありますから質問内容は一ぱいありますが、この辺で委員長に、五十分くらい休憩していただいて、私もちょっと……

○理事(藤田正明君) 速記やめて。

〔午後七時十九分速記中止〕

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕

〔午後七時三十四分速記開始〕

○委員長(土屋義彦君) 速記を起して。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました電源開発促進税法案、同対策特別会計法案の二法案に対し、反対の立場で討論を行なうものであります。

反対理由の第一は、新税創設は、結果的に国民に増税をしいるものとなるからであります。法案では、課税対象者は、直接的には一般電気事業者となっておりませんが、つまりところ、電気使用者の料金を税源とすることになり、料金にはね返ってまいります。大衆重課の現在、さらに国民の負担力をこえ負担させる増税の新設には反対をするものであります。

第二は、税制体系を混乱させ、かつ間接税増徴につながるものであるからであります。電源開発促進税は、まさに逆進税であります。税の基本であります負担力を無視し、かつ税の不公平を増大するからであります。

第三は、税調を無視し、正当な手続を踏まれていないからであります。従来からの慣行は、すべて税調への政府からの諮問、税調からの答申の手続により、税制の創設、制度改善等がなされてきたはずであります。今回はこのような慣行を全く無視し、田中総理の御都合主義で、急遽本税創設が提案されたのであります。慣行無視に対し嚴重に抗議するものであります。

第四は、財政的見地と使用目的についてであります。四十九年度予算を見ますと、税収見積も

り、専売益金を含めて約十四兆円、自然増収三兆六千八百五十四億円であります。予定されます電源開発促進税は、初年度は百一億円、平年度三百三億円となります。四十九年度税収見積も総額のわずかに〇・〇七%にすぎません。電源開発のため政策的にどうしても財源が必要だというなら、新税創設によらずとも、一般財源から捻出できないはずなのであります。

また原発の開発等で住民が反対する最大の理由は、安全性に対してであります。周辺の環境の整備にも増して、安全性に対する不安と危険性をどう解消するかであります。当面技術の開発と実用化の中で、安全性を重視し、これへの研究開発が急務なはずであります。今回の税創設の趣旨は、財政的に、使用目的においても全く国民感情を無視しているからであります。

以上簡単に反対理由を申し上げ討論を終わります。

○多田省吾君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました電源開発促進二法案に対し、次のような理由から反対の討論を行なうものであります。

まず第一の理由は、電源開発促進税という目的税の創設と、特別会計の新設という、新税創設がきわめて安易に政府の独断で一方的にきめられたこととあります。特に田中総理の持論であり、発想であるというものの、新税創設という重大な案件を税調には一度の相談もなく決定し、法案提出に踏み切ったことは、税調の存在と権威を無視した行為であるばかりでなく、財政民主主義の立場からはなほ遺憾であり、理解に苦しむものであります。

第二の理由は、名目どおりの電源立地の開発が、公害や原子力発電の安全性という環境保全の根本的な課題を未解決に置き去りにしたまま、開発促進が可能かという重大な疑問が残されており、環境保全に対する保証がないということとあります。

第三の理由として、税収並びにその財源の使途

については、周辺地域の道路、港湾等の整備や、公民館などの住民福祉施設建設という、公共施設の整備の美名に名をかりて地域住民に安めを与え、公害、安全性等の危険性を公共施設の整備にすりかえようとする田中内閣特有の札束行政であります。

第四の理由は、この税の課税対象は電力会社であります。電力業界では、この新税を電力コストに織り込み、電力料金の値上げにさらに上乗せすることは必至であり、この税が究極的には一般消費者に転嫁されるという事実は、高福祉時代に逆行する税制であります。

以上の理由から、電源開発促進二法は、財源を調達して、電源立地の周辺地域住民に若干のメリットを与えるという危険手当の性格を多分に持った本末転倒の政策であり、なかならず公害や安全性という環境権の基本対策が最優先して考えられない限り、電源立地難を根本的に解決する手段とはならず、本法案の撤回を強く要望して、反対の討論を終わります。

○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました電源開発促進関係二法案について反対の討論を行ないます。

その第一の理由は、発電所の設置と、公共施設建設との因果関係であります。電源開発地域の周辺整備事業として予定されている公共施設は、単に発電所の設置と因果関係がないばかりでなく、むしろ逆に地方の福祉向上の観点から、発電所の有無にかかわらず整備すべきものであります。したがって、その財源を、電気事業者に対する目的税の課税に求めることは適当ではありません。

第二の理由は、すべての地方について共通かつ妥当な基準に従って建設すべき公共施設に対し、電源開発周辺地域のみを別格とし、特別会計で経理することは全く不適当であることとあります。

第三の理由は、事実上こね得を容認し、しかも、それに要する費用を消費者に転嫁する巧妙な道を

開いたこととあります。

なお、ここで私は今回の二法案が、発電所の安全対策及び環境保全対策と直接関係のないものであることを強調しておきたいと思ひます。

安全対策あるいは環境保全に要する費用については、電力事業者がまずこれを負担し、最終的には受益者である消費者が電力料金を通じて負担することは、今日大方の同意を得た方法だと思ひます。しかし、これらの方法といえども、なお留意すべきことは、負担の限界線はどこに引くかの問題であります。世上、外部不経済の内部化、あるいは公害除去費用の受益者負担の原則等が強く主張されております。しかし、この主張の警戒すべき点は、複雑な利害関係で結ばれている国民相互を、受益者と被害者という単純なものとして区分し、その結果として、被害者意識を無秩序に増大させる傾向を生むこととあります。すなわち、本来は市場経済の欠陥を補完するものとして、その次元で検討されるべき外部不経済の内部化の問題が、現実には被害者の被害申し立てに対する理論的根拠に援用され、その結果、被害を申し立てる行為を野放しに認めることが正義であり、社会全体の利益に結びつくかのごとき錯覚を生み出す点であります。

もし、この錯覚が世の中をおおったとすれば、国民だれしも受益者である反面、何らかの形で被害者であることを考えると、被害者意識の増長に伴うエゴイズムの横行を抑止することはきわめて困難であると言わねばなりません。したがって、外部不経済の内部化の問題に取り組むにあたっては、それこそ慎重であるべきであり、前提条件としては、相互の利害対立を調和に導き得る健全な良識が求められなければならないと思います。そしてそれを期待するためには、政府は常に個人の利益と社会全体の利益の調和を求め、黙々と努力している多くの国民の声をきき耳を傾け、これを勇気づけるべきであります。しかるに政府は、今回の提案によって、こね得を国家の権威において承認し、しかも、それに要する費用を、巧妙に消費者に転

嫌する道を開きました。この一事が、やがて万事となることをおそれるとともに、密接な連帯関係にある国民を、安易に被害者と受益者に区分していく発想が、今後何をもちあすかについて、政府の猛省を促しながら反対の討論といたします。

○加藤進君 私、日本共産党を代表して、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の二法案にそれぞれ反対します。

まず電源開発促進税法に反対する理由ですが、この法案の課税目的でも明らかなように、原子力発電に随伴して生ずる放射能の安全性や、火力発電による環境汚染などを防ぐ確実な保証もなく、電源開発指定地の住民に、わずかのかりの祉費を交付して電源開発を促進しようとするものであり、またこの税金は、今回の東京電力などの電気料金値上げ認定でも、総括原価の中に含まれ、電力料金値上げに転嫁を予定されていることからわかるように、事実上電力消費者が負担する大衆課税であるからであります。このような性格の目的税をつくり、次に述べるように、電源開発促進対策特別会計を通じて交付金を指定地の市町村に交付することは、税体系と交付税制度をゆがめるものであると、これに反対するものであります。

次に、電源開発促進対策特別会計法案に反対する理由であります。この会計の支出は、一番大切な安全性について、放射能監視所や、安全性のPR程度のもにすぎず、そのほか指定地の住民の福祉にわずかの交付金を交付するものであります。これでもって市町村を国側に巻き込み、安全性に不安を持ち、電源開発に反対している住民運動を押えるねらいを持っていることとしか考え得られないからであります。このような本法案が一度成立すれば、電力と同様に、基地設置に対して、住民の反対の強い石油や、その他公害産業にも、本法案と同様の措置が拡大されないという保証はないからであります。さらに、この特別会計を通じて、特別交付金を指定地の市町村へ交付することは、財政、交付税制度を紊乱させるものであります。

以上の理由により、二法案に反対いたします。
○委員長(土屋義彦君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

電源開発促進税法を問題に供します。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(土屋義彦君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電源開発促進対策特別会計法案を問題に供します。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(土屋義彦君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十六分散会